

平成25年第3回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成25年9月 6日 開会

平成25年9月13日 閉会

奈井江町議会

平成25年第3回奈井江町議会定例会

平成25年9月6日（金曜日）

午前10時19分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - 1. 会務報告
 - 2. 議会運営委員会報告
 - 3. 委員会所管事務調査報告
 - 4. 例月出納定例検査報告
- 第 4 特別行政報告
- 第 5 行政報告（町長、教育長）
- 第 6 町政一般質問（通告順）
- 第 7 報告第 1号 補助団体監査結果報告について
- 第 8 報告第 2号 平成25年度に公表する健全化判断比率について
- 第 9 報告第 3号 平成25年度に公表する資金不足比率について
- 第10 報告第 4号 平成25年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第11 議案第 9号 奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 1号 平成25年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第 2号 平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第11号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例
- 第15 議案第 3号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について
- 議案第 4号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について
- 認定第 1号 平成24年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成24年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳

出決算の認定について

認定第 6号 平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算
の認定について

認定第 7号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出
決算の認定について

第16 請願第 1号 道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地
域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める請願書

○ 出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 遠藤 | 共子 | 2番 | 石川 | 正人 |
| 3番 | 三浦 | きみ子 | 4番 | 大矢 | 雅史 |
| 5番 | 森岡 | 新二 | 6番 | 森 | 繁雄 |
| 7番 | 笹木 | 利津子 | 8番 | 森山 | 務 |
| 9番 | 鈴木 | 一男 | 10番 | 堀 | 松雄 |

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

| | | | |
|--------|-------|----|----|
| 町 | 長 | 北 | 良治 |
| 副町 | 長 | 三本 | 英司 |
| 教育 | 長 | 萬 | 博文 |
| 会計 | 管理者 | 篠田 | 茂美 |
| まちづくり | 課長 | 相澤 | 公 |
| くらしと財務 | 課長 | 小澤 | 克則 |
| ふるさと振興 | 課長 | 碓井 | 直樹 |
| おもいやり | 課長 | 馬場 | 和浩 |
| まちなみ | 課長 | 大津 | 一由 |
| 健康ふれあい | 課長 | 小澤 | 敏博 |
| やすらぎの家 | 施設長 | 表 | 久義 |
| 教育 | 次長 | 鈴木 | 隆 |
| くらしと財務 | 課長補佐 | 秋葉 | 秀祐 |
| 教育 | 委員長 | 山中 | 敦子 |
| 農業 | 委員会会長 | 桑島 | 雅憲 |
| 代表 | 監査委員 | 中野 | 浩二 |

○ 職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|----|----|-----|
| 議会事務局 | 長 | 岩口 | 茂 |
| 庶務 | 係長 | 栗山 | ひろみ |

平成25年第3回奈井江町議会定例会

平成25年9月13日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第11号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例
- 第 3 議案第 3号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理
欠損金の処理について
議案第 4号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠
損金の処理について
認定第 1号 平成24年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
認定第 2号 平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
の認定について
認定第 3号 平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について
認定第 4号 平成24年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定
について
認定第 5号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳
出決算の認定について
認定第 6号 平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算
の認定について
認定第 7号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 4 議案第13号 平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算
（第2号）
- 第 5 議案第 5号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7号 奈井江町共同浴場の設置及び管理運営条例を廃止する条例
- 第 7 議案第 6号 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関
する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 8号 奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例
- 第10 議案第12号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 議案第16号 工事請負契約の議決事項の変更について【奈井江小学校大
規模改造建築主体工事（第2期工事）】

- 第12 議案第17号 工事請負契約の議決事項の変更について【奈井江中学校耐震補強工事（第一期工事）】
- 第13 議案第14号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 議案第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 請願第1号 道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める請願書
- 第16 意見案第1号 道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める意見書
- 第17 意見案第2号 TPP交渉からの撤退を求める意見書
- 第18 意見案第3号 道州制導入に断固反対する意見書
- 第19 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第20 調査第2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（9名）

| | | | |
|-----|-------|----|------|
| 1番 | 遠藤共子 | 2番 | 石川正人 |
| 3番 | 三浦きみ子 | 4番 | 大矢雅史 |
| 5番 | 森岡新二 | 6番 | 森繁雄 |
| 7番 | 笹木利津子 | 8番 | 森山務 |
| 10番 | 堀松雄 | | |

○ 欠席議員（1名）

9番 鈴木一男

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

| | | |
|-----------|---|------|
| 町 | 長 | 北良治 |
| 副町 | 長 | 三本英司 |
| 教育 | 長 | 萬博文 |
| 会計管理者 | | 篠田茂美 |
| まちづくり課長 | | 相澤公 |
| くらしと財務課長 | | 小澤克則 |
| ふるさと振興課長 | | 碓井直樹 |
| おもいやり課長 | | 馬場和浩 |
| まちなみ課長 | | 大津一由 |
| 健康ふれあい課長 | | 小澤敏博 |
| やすらぎの家施設長 | | 表久義 |
| 教育次長 | | 鈴木隆 |

| | | | | |
|---------------|---|---|---|---|
| くらしと財務課長補佐 | 秋 | 葉 | 秀 | 祐 |
| 教 育 委 員 長 | 山 | 中 | 敦 | 子 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 桑 | 島 | 雅 | 憲 |
| 代 表 監 査 委 員 | 中 | 野 | 浩 | 二 |

○ 職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---|---|-----|
| 議 会 事 務 局 長 | 岩 | 口 | 茂 |
| 庶 務 係 長 | 栗 | 山 | ひろみ |

開会・挨拶

●議長

おはようございます。

定例会ご出席大変ご苦労さまです。

プレス空知より特別行政報告時に写真の撮影の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

それでは、只今、出席議員10名で、定足数に達しておりますので、平成25年奈井江町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番森岡議員、6番森議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題と致します。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から13日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、改めて、おはようございます。

第3回の定例会、出席、大変ご苦労さまです。

今日の定例会までに議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日、調査事項、調査内容の順番でご報告を申し上げますので、よろしくお願ひします。

委員会開催日、平成25年7月4日。調査事項、議会運営について。調査内容は、議会の活性化についてでございます。

続きまして、平成25年8月3日に委員会を開催しております。調査事項は、議会運営についてでございます。調査内容は、議会の活性化について協議をして参りました。

それから、平成25年9月2日。調査事項は、第3回定例会議会運営について協議しております。調査内容と致しまして、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④決算審査特別委員会について、⑤請願、意見案、陳情、要請等の取り扱いについて、⑥調査等についてでございます。

以上、議会運営委員会を開催致しておりましたので、報告を申し上げます。

3. 委員会所管事務調査報告

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 8 番

皆さん、おはようございます。

第3回定例会出席大変ご苦労さまです。

それでは、第2回定例会におきまして付託されました調査事項についての調査を終了しておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日7月10日。調査事項、調査第1号「町民プール・体育館の管理運営状況について（現地調査を含む）」であります。

教育次長、生涯学習係長の出席を求め提出されました資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討致しました。

調査内容としましては、町民プールについては、1.平成24年度施設維持管理の状況について、2.施設貸出業務の利用実績について、3.自主事業の実施状況について、4.24年度修繕等の状況について、5.指定管理業務の収支状況について。

体育館につきましては、1.平成24年度施設維持管理の状況について、2.施設貸出業務の利用実績について、3.自主事業の実施状況について、4.24年度修繕等の状況について、5.指定管理業務の収支状況についてであります。

更に、町民プール・体育館の重油購入数量・水道使用数量について、また、奈井江町民プールの指定管理業務に関する協定書について、更に、奈井江町体育館の指定管理業務に関する協定書についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見要望と致しまして、町民プールにおいては、利用者は減少傾向にあるが、町外利用者が5割を超えていることが報告された。今後においても、町内利用者はもとより町外利用者、広域利用が進むよう近隣市町へのPRに努めていただきたい。

町民体育館は、建設されてから30年以上が経過しており、耐震基準を満たしているものの、施設の老朽化が進行している。今後とも点検を行い、計画的な修繕等により、より安全に利用できる施設であることを要望するものである。

両施設とも概ね適切な運営管理がなされており、引き続き協定書等に基づく管理業務が遵守されるよう指定管理者と連携を図り、利用者の安全・安心とサービスの向上に努めて頂きたいであります。

次に、委員会開催日8月6日。調査事項ですが、調査第2号「環境衛生（一般廃棄物を除く）」について（現地調査含む）」であります。

まちなみ課長、住宅環境係、技術担当係長、事務担当係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容としましては、1.葬祭場関係について、2.墓地関係について、3.畜犬関係について、4.公害関係について、5.し尿処理について、6.浴場関係についてであります。

資料は別紙のとおりであります。

意見要望と致しまして、葬斎場は建設されてから28年が経過した施設であり、火葬炉においては年次的に設備の改修等が行われているものの、建物自体の老朽化が進んで

いる。施設を長期的に活用するため、施設全体の維持管理計画を検討し、更なる施設管理に努めて頂きたい。

墓地管理においては、墓地区画使用許可後の台帳整備及び、継承の有無、未使用区画の整理など墓地管理の充実を図られたい。

公衆浴場において、利用者が減少傾向にあることが報告された。公衆浴場は、地域住民の保健衛生上必要であり、引き続き経営の安定化支援に努めて頂きたいというものであります。

次に、委員会開催日8月12日。調査事項、調査第3号「町税の賦課徴収と財政状況について」であります。

くらしと財務課長、くらしと財務課長補佐、収納係長、財政係長の出席を求め資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容と致しましては、町税の賦課徴収については、1. 個人町民税の課税状況について、2. 法人町民税の課税状況について、3. 平成25年度固定資産税課税状況について、4. 平成25年度都市計画税課税状況について、5. 平成25年度奈井江町国民健康保険税賦課状況について、6. 平成25年度後期高齢者医療保険料決定状況について、7. 平成24年度町税等徴収実績一覧表についてであります。

また財政状況につきましては、1. 奈井江町の財政構造（24年度決算）について、2. 健全化判断比率の状況（24年度決算）について、3. 主な財政指標の推移について、4. 町債残高と公債費の推移（一般会計）について、5. 町債残高と公債費の推移（全会計）について、6. 各種基金の積立状況について、7. 町債発行額の推移（一般会計）であります。

資料は別紙のとおりです。

意見要望としまして、町税については減少傾向にあるが、徴収において様々な手法により努力されており評価するものである。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性確保の観点からも、今後とも徴収率向上に努めて頂きたい。

町税、地方交付税等が減少している中、健全な財政運営の努力に対し深く敬意を表するものである。今後とも健全財政の堅持と共に、限られた予算の中、住民の福祉向上や地域振興に向けた施策が進められるよう願うところであります。

次に、委員会開催日8月20日。調査事項、調査第4号「地域公共交通について」。まちづくり課長、企画広報係長、企画広報係主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容としまして、1. 実証運行結果について、2. 実証運行に対する住民の意見等について、3. 市街地循環バス利用案内（案）について、4. 向ヶ丘線の利用案内（案）について、5. 公共交通事業費見込みについてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見要望と致しまして、地域公共交通実証運行の結果と、実証運行及び本格運行に対する住民の意見等に基づく、本格運行の素案について説明を受けた。

地域公共交通は、住民の買物や通院などの足としての役割を果たすと共に、高齢者を

はじめとする交通弱者の重要な移動手段として大いに期待するところである。

今後の運行にあたっては、地域や利用者の方の要望などを取り入れることで、利便性の高い公共交通としてより一層利用いただけるバス運行に努力願いたい。

さらに、運行路線、停留所における冬季間の除雪体制の充実に努めていただくと共に、再評価時において高齢者等の乗降サポート体制など、安全で安心して利用できる運行に向けての検討も願いたい。

また、地域公共交通の拠点基地としての「交流プラザみなクル」が活用されるよう期待するところであります。

以上で、報告を終了します。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

(答弁訂正)

●議長

森議員。

●森議員

先ほど、私の委員会報告で申し上げました議事録の訂正をお願いしたいんですけども。

先ほど、委員会開催日に、2つ目のところで、平成25年8月30日のところを8月3日と申し上げました。

これは間違いですので、8月30日に訂正して頂きたいと思います。

日程第4 特別行政報告

●議長

日程第4、特別行政報告を行います。
町長。

(町長 登壇)

●町長

(やすらぎの家で発生した入所者の死亡事故について報告)

●議長

報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

ないようですので、日程に戻ります。

日程第5 行政報告（町長、教育長）

●議長

日程第5、行政報告を行います。
町長。

(町長 登壇)

●町長

行政報告をさせていただきます。

平成25年第2回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係でございますが、6月24日「第1回地域公共交通会議」を開催し、今春、約1ヵ月間にわたって実施した実証運行や住民アンケート等の結果を踏まえて作成した運行案について、ご承認を頂きました。

これにもとづき、10月1日から本格運行を実施する予定でございます。

7月2日、17日の2日間にわたりまして、北海道議会および知事に対し、更には、7月25日に道内選出国會議員、各省庁の幹部等に対し、「空知地方総合開発期成会」と致しまして、要請活動を行って参りました。

主な内容と致しましては、「地方交付税の確保、充実」、「地域医療の確保と健康施策の充実」等、空知地方の広域的・管内的課題について、強く要請を行って参りました。

8月30日、町民1人ひとりの減災力を向上し、災害時の避難の実効性を高めるため、札幌管区気象台の予報官を講師に迎えまして、「防災講演会」を実施。連合区長や一般町民など、50名余りのご参加を頂いたところであります。

次におもいやり課関係でございますが、本年度からの取組みとして、保育所や幼稚園等の保護者を始め、子育て関係者15名の方を委員に委嘱致しまして、「子ども・子育て会議」を新たに設置致しました。

7月23日、8月8日及び20日の3回にわたりまして、来年度から開設を行う「認定こども園」の保育料や運営面に係る意見交換を行い、これらのご意見を踏まえながら、今議会において、「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」の上程を致しております。

加えて、今月より、町と致しまして新たな子育て支援事業に取り組む予定を致しております。

お子さんが5歳を迎える時期は、運動機能や言葉の発達と共に、集団生活を通してコミュニケーションや社会的ルールを学ぶ大切な時期であります。

そこで、5歳児の健やかな成長と発達を促すため、「5歳児健康相談」として、健康・栄養相談会の実施に取り組んで参ります。

8月1日には、第2回目の「障がい者地域自立支援協議会」を開催致しまして、障がいの就労支援や、町内にある障がい者施設の特産品の販路拡大を支援する要綱案について協議を行っております。

次にふるさと振興課関係でございますが、7月3日、交流プラザみなクル運営委員会を開催致しました。

今回の委員会から、従来よりご参加を頂いてきた商工会や農協、社会福祉協議会の代表者に加え、立地企業や障がい者団体の代表者、女性委員に新たにご参画を頂き、施設のより一層の有効活用を図って参ります。

8月22日には、「TPPでどうなる？私たちの生活と農業」と題しまして、北海道大学・三島徳三（とくぞう）名誉教授を講師に迎え、町民学習会を開催致しました。

農業関係者、商工関係者など140名が参加する中、TPPへの参加により、「日本、そして北海道の農業、経済はどうなっていくのか」について、冷静な視点を持ったご講演を頂いたところであります。

最後に、8月27日、町内16のほ場において、農業委員会と共に実施した4品種の生育状況に係る作況確認調査の状況について申し上げます。

水稻の生育につきましては、町内全域でバラつきもなく、ほぼ前年の調査と同様の作況となっております。今後の収穫作業が順調に進み、良品質米による豊作を期待するところであります。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

- 議長
教育長。

(教育長 登壇)

- 教育長

おはようございます。

第3回定例会、ご苦労さまでございます。

お手元の「教育行政報告」により、2点について、ご報告を申し上げたいと思います。まず、1点目は、6月25日に開催されました「奈井江町教育推進協議会」についてでございます。

町内の幼稚園、保育所、小、中、高の各学校から報告のあった、本年度の教育活動に関する重点事項や当面する教育課題等について、意見交換がなされたところでございます。

また、協議会では、例年開催してございます「奈井江町教育の明日を考える集い」について、平成25年10月17日(木)、午後6時から文化ホールにおいて、開催し、奈井江商業高校の紹介と、本年度の講演を、少年・少女の非行問題に尽力し、夜間の繁華街をパトロールすることから「夜回り先生」と異名を持つ、花園大学客員教授の水谷修先生をお招きし、ご講演を頂くことに決定を致しました。

次に2点目でございます。

7月8日に開催をされました「奈井江町立学校関係者評価委員会」についてであります。

現在の学校運営におきましては、学校自ら、教育活動の目的を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みについて、自己評価を行い、組織的・継続的な改善を図っているところでございますが、さらに、自己評価や学校の情報を積極的に公表・説明することにより、学校と保護者・地域住民との共通理解と信頼関係を深めるため、本年度、新たに当評価委員会を設置をし、第1回の委員会を開催したものであります。

以上、教育行政報告と致します。

- 議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第6 町政一般質問

- 議長

日程第6、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 7番笹木議員の質問・答弁)

(10時49分)

●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番笹木利津子です。

先の通告に従い、町長・教育長に質問をさせていただきます。

初めに「災害時対策基本法改正案」の成立を受けて、町長にお伺い致します。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障がい者など「災害時要援護者」の名簿作成を市町村に義務付けるなどの改正災害対策基本法が先の通常国会で成立致しました。

改正法では、これまであいまいだった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整理と情報提供が進むことが期待されます。

従来制度でも、災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、名簿作成を市町村に求めていましたが、義務付けられていないため作成している自治体は6割程度にとどまっていました。

今回の「災害対策基本法改正」にあたり有識者検討会で取りまとめた報告書のポイントを見ますと、避難行動要支援者名簿でのポイントでは、「災害時の避難に、特に支援を要する者についての名簿の作成・利用制度を創設」「個人情報保護の特例を措置」とあります。

名簿は本人の同意を得たうえで、消防や民生委員など関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。

ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知りえた人に対しては、秘密保持の義務も併せて求めています。

名簿の整備、共有は避難支援を円滑に進めるための第一歩であると考えます。

次に、避難支援の取り組み自体は、自治体などの入念な準備にかかっているほか、災害時の個別の支援・行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、弱い立場の人たちをどう守るかというのが、それぞれの地域社会にも投げかけられており、今一度、日頃から地域で高齢者や障がい者を支える態勢を整備することが重要になると思います。

また、今回の改正には避難所における生活環境の整備が明記され、生活環境の整備でのポイントに「避難所の環境整備を努力義務化」「避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮を努力義務化」とあります。

東日本大震災において、避難生活の長期化により、心身の健康を損なうなどの課題が

あったことを踏まえ、避難所における生活環境の整備について努力義務を定め、また避難所に滞在できない在宅避難者についても、避難所に滞在する被災者と同様の支援が受けられるよう、必要な配慮を行うものを定めたものであります。

東日本大震災を経て、今回、災害対策基本法が改正される中、これを受けて我が奈井江町においても、どのような取り組みがなされているのか、町長にお伺い致します。

●議長

(10時53分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

「災害対策基本法等の改正」を受けてということですが、「災害対策基本法等の改正」については、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、防災上の配慮を要する方に係る支援について、必要な措置を講ずるよう法改正が行われました。

本町におきましても、東日本大震災や岩沼市への支援を経て、自助、共助、公助の考えが大切だと学び、災害時の対応だけではないが、日頃から地域住民が声を掛け合い、支え合う環境づくりが大切だと考え、高齢者支援ネットワーク懇話会などを通じながら、地域コミュニティの再構築について議論を行ってきたところであります。

さて、今回の法改正の概要につきましては、大規模広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取り組みの強化といった点であります。特に市町村においては、避難行動要支援者名簿作成の義務付け、平素の防災、減災への取り組み、避難所の生活環境の確保等がなされている。

奈井江町においては、すでに取り組んでいるものも多いわけですが、今後、町と致しまして、高齢者や障がい者など避難するための実効性を高めるため、災害対策法に基づきまして、新たな「避難行動要支援者名簿」の作成に取り組んでいくことになるが、おもいやり課、健康ふれあい課で把握している要介護認定者や障がい者などを中心に、支援が必要な方の拾い出しを行い、名簿の作成を行っていくことなると思います。

これにつきましては、本人からの申請方式によりまして、町はもちろん、町内会や民生・児童委員らが要援護者の情報を共有する「災害時要援護者登録台帳」の取り組みを、平成23年3月から既に実施している一方で、現在までの申請者数が40数名、ただ死亡等によりまして現在の登録者数は36名になっております。

「認知症や障害の有無を知られたくない」といったプライバシーの問題や、本人の希望はあっても、災害時に支援をしてもらう地域支援者2名の確保が難しいといった課題があり、申請者数があまり伸びていないのが事実でもあります。

今後も、災害避難の実効性を高めるため、個人情報保護の問題も含めながら、これら

の課題について、慎重に議論を重ねて検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の質問でございますが、避難支援にあたっての平素の取り組みと致しましては、毎年、広報誌の特集記事を通じて災害時の対応について啓発を行うと共に、本年7月には、札幌管区気象台の予報官による防災講演会を実施致しまして、多数のご参加を頂いているところでございます。

今後も、こういった啓発活動を通じて、町民1人ひとりの災害時の対応力の向上に努めるとともに、地域の自主防災組織結成の気運醸成を行いながら、希望がある連合区、行政区には、積極的に支援をして参りたいと考えております。

最後に、避難所での生活環境という点でございますが、避難所で利用する備蓄品には、一般的な食糧、生活用品のほか、お粥や粉ミルクを始めと致しまして、オムツや尿取りパット、生理用品等についても備蓄リストに盛り込み、今後も必要に応じて更新を行って行くほか、本年度においては、照明や暖房確保の観点から、発電機5台の整備を行っているところでございます。

また、避難所と致しまして現在、連合区の会館を始めと致しまして、学校や体育館、公民館など、町内18箇所の公共施設等が位置づけられておりますし、10月からは、交流プラザみなクルについても、避難所として活用できるようになると思っております。

災害時の避難の際には、地域支援者の負担を減らす一方で、備蓄品等、効率的な支援を行うため、最寄りの避難所を利用して頂きたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時58分)

笹木議員。

●7番

只今町長にご答弁を頂きましたけれども、今回の法改正で、一番私自身が感じたのは、今まで取り組み、色々な取り組みの中で、ネックになっていた個人情報提供が、可能になったということが、本当に大きく大きく前に進めるのかなっていう、そんな思いであります。

私たちは自然災害というやはり2011年の東日本大震災、この状況が目に見えます。

震災以降、様々な復興が急がれていることはもちろんですが、耐震等多くの施策もこの間実施をされてきています。

奈井江町においても、大震災での、あの時の状況ですよね、大震災の大津波、また大地震の心配は町民にとってあまり深刻、身近なものではないというのがあるのかなという反面、安心した生活を送られている方が多くいると思います。

ですが、近年ですね、本当に異常気象とも言うべきゲリラ豪雨、それから最近では竜巻などを見るとやはり本格的な取り組みが必要かと思えます。

只今町長にはご答弁を頂いたんですけれども、災害が発生した場合の個人情報の開示、これとても大事だと思うんですが、どのようなシュミレーションをもたれているのか、例えば、どれぐらいの時間でですね、情報が伝わっていくのか、これに対しては事前の訓練ですか、行動計画といいますか、大変重要になると思いますので、この点について、再度、町長にお伺い致します。

●議長

(11時00分)

町長。

●町長

今ほど、個人情報の問題が出ましたが、全くその通りでございまして、これが大きなネックになっておりました。

災害、いつ起きるか分かりませんから、普段、その時に備えてですね、いつでも用意出来るように準備をしていきたいと、こういうふうを考えておりますから、ご理解頂きたいと思う次第でございます。

以上でございます。

もう1つであります、津波等を含めて、直接町民に関係ない、思われる方が多いこともこれまた事実でございますが、しかしそういうことではございません。

今は、局地的豪雨、ゲリラ豪雨といいますか、こういったものを含めてですね、あらゆる災害に備えなければいけない。特に、竜巻の恐ろしさということもございまして、普段から、それらに備えてですね、どう、町民合意の中で、訓練をして備えていくかということも含めて、今後とも、役場庁内で全体的な会合を開きながら、町民も加わって頂きながら、そういった方法も含めて、今後、検討して参りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

(11時02分)

笹木議員。

●7番

本当に、災害っていつ発生するか分からないですから、一番は、今回、先ほども申しましたけれども、情報開示が出来るようになった。

じゃ、災害がといった時に、本当にその伝達がね、どのような形でどれぐらいのスピードで、本当に助けなければいけない人が、良い状況に、作られた状況にもしっかりもっていけるのかという部分がちょっとお伺いしたかった所だったんですけれども、今後ですね、それらの行動計画もしっかりシュミレーションをして頂いて、いざという時に、せっかくある、情報が十分に町民に届くように、また間に合うように計画を立てて頂きたいと思います。

意識、私たち町民1人1人の意識向上が何よりも一番大事なんですけれども、より一

層の努力をお願い致しまして、次の質問に入らせて頂きます。

次に、「いじめ対策推進法」の制定を受け、教育長にお伺い致します。

国がいじめ対策を本格化させてから初となる、いじめ防止の法律「いじめ対策推進法」が6月に成立・公布され、今月28日に施行されます。

本法律では、いじめの定義を、対象にされた児童・生徒が「心身の苦痛を感じているもの」、インターネットを通じた攻撃も含む、と規定しています。

その上で、重大ないじめが発生した場合は、学校が事実関係を調査し、その内容をいじめを受けた児童・生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務付けております。

また重大な被害を及ぼす恐れがある場合は、直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて、加害者側の子供に出席停止を命じる事を求めています。

いじめは決して許されない事であると共に「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」事を十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たらなくてはならないと思います。

その中で最重要と考えられるのは「早期発見・早期対応」です。

日頃から子供が発する危険信号を見逃さないことが早期発見に繋がります。

そのために、定期的にアンケート調査などを実施すると共に、個人面談などを通して、子供の悩み、そして保護者の不安を積極的に受け止めることも大事な事です。

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識が、学校教育を通して、子供たち一人一人に伝わるように、継続的な指導と、個人に応じた支援の充実を希望するところです。

奈井江町においても地域をあげて子供を守り育てるために、学校や家庭、子供の健全育成に関わる関係諸団体や機関が連携して、情報交換がされていますが、なお一層の情報交換と行動連携に努めて頂きたいと思います。

また、教育委員会においては、いじめ問題の解決に向け、学校への支援の充実を図ると共に、学校・家庭・地域社会が連携を深めるための健全育成に取り組む体制を整える役割も、重要ではないかと考えます。

いずれにせよ、いじめによる事件・事故の報道がされるたびに、心が痛みます。

周りの大人がこのような事件・事故を無くすという思いが大きな結果に繋がると思います。

奈井江町においても、今月の法施行に当たり、地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、協力や情報共有の仕組みづくりを今以上、積極的に整えて頂きたいと考えますが、これらの点について、教育長にお伺い致します。

●議長

(11時06分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、笹木議員よりございました「いじめ防止対策推進法」に関するご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

本町では、「子どもの権利に関する条例」に規定致します「子どもの生きる権利・育つ権利」を基本理念とし、「いじめのない」「いじめは絶対に許さない」学校づくりを目指してきたところでございます。

具体的方策と致しましては、子どもたちの発達段階に応じ、あらゆる場や機会を捉え、「命を大切に作る心」「思いやりの心」「基本的な倫理観・規範意識」等の道徳性をはぐむ指導。次に、いじめの早期発見・早期解決のために、全児童・生徒に対するアンケート調査の実施、次に、いじめ問題に対する全教職員による組織的な生徒指導体制の確立と対応マニュアルの作成等、他にも様々な取り組みを行っているところでございます。

今般、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、改めまして、これまで進めてきた対応策の効果等を今一度検証し、その結果を踏まえ、学校・家庭・地域等の連携のもと、いじめ防止対策の更なる充実を図って参りたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時08分)

笹木議員。

●7番

現在ですね、各学校において、実態調査、アンケート調査が行われているとのことであります。

でしたらば、その調査の結果ですね、また学校からの報告なども含めて調査結果の中からも含めて、その中にいじめがある、いじめが原因とされるものがあるんだとしたら、その状況の解決に向けて、どのような策が取られているのか、まずお聞きしたいと思います。

それと、いじめが大きな要因とされる不登校の問題がありますよね。

その中で、不登校である中で、その原因が、発端がいじめであると考えられる不登校が、今、奈井江町にとってあるのかという点をお聞きしたいと思います。

●議長

(11時09分)

教育長。

●教育長

只今の笹木議員のご質問にお答えを致したいと思います、3つかと思います。

まず、アンケート調査状況、それと、学校側から報告をされている、例えば事案、それに対する対応策、それと、不登校、いじめに関する不登校等についての状況というこ

とで、よろしいでしょうか。

ということで、まず、アンケート調査の状況でございますが、平成23年度ですね、年2回、小中の、先ほども申しあげました通り、全校生徒を対象にアンケート調査を実施をさせて頂いております。

まず23年度では、小学校については、認知件数はございませんでした。

中学校については認知件数1件、解消1件でございますので、解決をしているということでございます。

いじめの内容については悪口ということでございます。

平成24年度につきましては、小学校におきましては認知件数はございません。報告はないということでございます。

中学校におきましては、認知件数6件ございました。

解消についても6件ということで、それぞれ解決をしたということでございますが、いじめの内容につきましては、悪口、陰口、仲間はずれ、叩かれたというような状況で報告を受けております。

本年度でございますけれども、1回目の調査でございますが、小学校については認知1件、これについては解決済み、中学校については、今のところ認知といたしますか、報告はございません。

いじめの内容につきましては、悪口ということでございます。

次に、いじめの報告事例ということで、ご質問でございます。

本年度の報告を受けました小学校のケースをご報告といたしますか、お話をさせて頂きたいと思いますが、本年4月にですね、小学校の学校長より、ケースの発覚、対応後、ただちに、口頭報告を受けさせて頂いております。

ケースの内容についてでございますけれども、高学年のクラス内の複数の児童で、通信ゲーム機、キャラクターを通じて会話ができるゲーム機というふうにお聞きをしておりますが、それを使って、当初は仲良く遊んでいたという状況のようでございますけれども、昨年ぐらいから2つのグループに分かれまして、悪口を書き込むようになりまして、それがエスカレートしていったという事例でございます。

その通信内容を見た保護者の方が、大変驚いた状況で、学校側に通報、お知らせをして頂いたということの事案が発覚をしたということでございます。

次に、学校側の対応でございますけれども、まず、先ほど申しあげました、いじめ対応マニュアルに従いまして、まずは対応する者を、担任1人には任せないということで、担任、それから学校主任、生徒指導係、教頭、校長のですね、まずは、集団指導体制を組み上げたということでございます。

その中で、問題となったケースの状況のまずは把握をし、そして、関係した児童生徒に対して、厳重に注意をし、更には保護者会を通じまして、開催をし、その状況の説明をし、それから理解を求め、保護者、当該児童間の和解を図ったという報告を受けております。

合わせまして、学校長より、指導後、当該児童たちは、仲直りをしたように見えます。

しかしながら、このような問題については、後を引きずる恐れがあるという状況から、

しばらくの間は、要観察を続けたいという旨の報告も合わせて受けているところでございます。

今般の学校側が取りました一連の対応について、ご報告を受けたわけでございますけれども、適切な対応であったというふうに、私どもも判断をさせて頂いているところでございます。

次に、いじめによる不登校の児童生徒ということでございますけれども、現在、不登校というケースはございません。

ただですね、お話ありました通り、不登校がいじめのシグナルになる、信号になるという場合もございますから、学校側としましても、そのことを十分踏まえて、対応するというふうにしてございますので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

●議長

(11時14分)

笹木議員。

●7番

今ほど、アンケートの調査の結果も踏まえて、再度、教育長に答弁を頂きました。

実際問題やっぱり、いじめの状況が起きていることも事実ではあるけれども、やはり、先生方、様々な方の努力で、解決しているということで、その報告を聞いて大変安心をしました。

同じ生徒がまた再度ね、同じような状況にならないように、また、これから十分ね、気を使って頂ければと思います。

それと不登校児の問題ですけれども、これもいじめが原因で、今、不登校であるという子がいないということで、本当に安心をしました。

不登校というのは、進学もともすれば断念する、それから就職も断念する、最悪、引きこもりになって、それで障害も発症してしまうなんていうケースも、本当に世間的には本当にままある、私の周りにも本当にままあるんですね。

ですから、本当にそういうことの状況に子どもたちがならないように、いじめの根絶とともに、奈井江町の子どもたちが健全に社会に旅立っていけるように、万全の態勢で臨んで頂きたいと思います。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩をはさみたいと思います。

会議は11時25分からと致します。

(休憩)

(11時15分)

(答弁訂正許可)

(11時25分)

●議長

それでは再開します。

先ほどの森議員からの修正について許可することを正式に伝えます。

また議場が若干、温かくなってきましたので、上着を取られて結構です。

(2. 3番三浦議員の質問・答弁)

(11時25分)

●議長

それでは、一般質問を続けます。

三浦議員。

(3番 登壇)

●3番

町長に2点質問致します。

1点目、生活保護の見直しに伴う影響の予測と対応について質問します。

生活保護世帯の基準額が8月1日から引き下げられました。

今回の引き下げに続いて、来年4月、そして、再来年の4月と3段階で、平均6.5%、世帯によっては最大10%引き下げられることとなります。

私は6月の定例会で、基準額の引き下げが、これを目安としている他の制度に連動しないか質問しました。

今年度については、途中で変えることはないというお答えでしたが、26年度以降についても、影響を予測し、万全の対策をとっておくことが必要だと考えます。

帯広市では51の制度について、生活保護基準の見直しによる影響を検討したと聞いております。

奈井江町でも3年先まで見通して、どんなところに影響が出てくるかを予測し、その対応策を考えておくことが必要だと思いますが、町長の見解を伺います。

また、道内の小中学生の4人に1人が受けている就学援助について、8月9日付けの道新には「民間団体のアンケートに答えて、全国の3割の自治体が平成26年度以降に影響が出ると回答した」と報じられています。

この就学援助については、事前に配布されている平成24年度の事務報告書によると、奈井江町では、生活保護世帯に準ずると認められた準要保護の受給者は小中学生445名中、93名で約22%、5人に1人が受給しています。

支払われた援助金は準要保護だけで約800万円です。

給食費や学用品費など日常的な支出に加えて、修学旅行費も支給されるので、この受

給資格を満たすかどうかは対象の家庭にとって大問題です。

修学旅行費は、これも平成24年の事業報告書によると、奈井江小学校で1人当たり16,500円、江南小学校で24,000円、中学校で63,000円です。

高校にはこの制度がないので、近年、経済的理由で修学旅行に行けない生徒が増えていること、そして、事前指導や帰ってきてからのまとめの研修発表会などで、当の生徒も、回りの生徒もなんとも切ない思いをしなければならないと先生たちが報告しています。

奈井江町の場合、就学援助の受給資格は、生活保護費の1.3倍ですが、将来的に生活保護基準が平均6.5%削減されることになると、この1.3倍の目安が妥当なのかということも検討しなければならない時期がくるのかと思います。

「子育て世帯への影響をできるだけ小さくするという観点」からも、なによりも、子どもが経済的理由で、教育を受ける権利を行使できないということがないように、十分な手立てを打つべきだと考えますが、この点につきまして、町長の見解を伺います。

●議長

(11時29分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員のご質問にお答え申し上げますが、質問事項につきましては、生活保護費の基準の見直しということで第1点目でございますが、国は、生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響が、できる限り及ばないように、38項目にわたります対応方針が示されているところでございます。

当町においても、今年度の保健、福祉、医療、教育等の関係制度26項目の影響を検討し、利用者数が、延べ5千人程度と把握しております。

見直しのあった8月以降、“基準引き下げにより生活保護が廃止”となったケースもなく、平成25年度は、今のところ基準見直しによる影響はございません。

ご質問のありました、平成26年度の予測につきましては、現時点で、国からの具体策が示されていないため、推計することが非常に難しい。

今、例に挙げられました帯広市については、平成26年度の影響者数の推計を予測したということでございますが、一般論になります。都市部においては、国の試算値や係数を用いて数値化することが可能でございますが、小規模な自治体では、実態と乖離してしまうため、推計は非常に難しいことでございます。

また、住民税非課税限度額を参照するもの等につきましては、平成26年度以降の国の税制改正の議論を踏まえながら、確たるものが示された中で、見通し予測とその対応を検討していくものでございます。

引き続き、国の動向を注視しながら、情報収集に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2つ目についてご質問のありました、準要保護世帯等に対する就学援助についてでございますが、生活扶助基準が引き下げられたことに伴いまして、児童生徒就学援助を現在受給している準要保護世帯の基準需要額を再計算した結果、1.3倍を超えて資格を喪失した世帯はなく、当町では、影響を受けた世帯はございませんでした。

この就学支援制度の目的につきましては、義務教育家庭の経済負担の軽減であります。

1.3倍の基準値の設定にあたっては、子どもたちの教育を受ける権利が損なわれないよう、また、就学援助が継続してできるように十分配慮し、来年度以降の生活保護基準額の状況を見ながら、内部で十分検討して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時33分)

三浦議員。

●3番

奈井江町の就学援助については、生徒会費とか、クラブ活動費なども支給されているということで、全道的にはまだそこ支給されていない所もあるという中で、きちんと、支給されていることに敬意を表したいと思っております。

この後、26年度、27、28と、3段階で引き下げられた時に、本当に影響の出てくる子どもたちがいないのかということ、注視して頂きたいと思えます。

そのことをお願い致しまして、2つ目の質問に移ります。

次に、消費税増税による町予算への影響について伺います。

来年4月から消費税を8%に増税するかどうか、政府はこの秋に結論を出すとしていますが、最近の世論調査では増税反対が半数を上回っています。

個人生活においても、8月からの電気料値上げ、10月からの年金削減、冬に向かって、灯油の価格の高止まり、このうえ消費税が上がったら、もう限界というのが庶民の実感ですが、地方公共団体についてもその影響を心配する声が聞かれます。

そこで、平成24年度一般会計予算において、町が支払った消費税額はいくらになるのか。また、消費税が10%になったと仮定して、平成24年度一般会計決算を基準にした時、増税分と地方消費税交付金の増額分の差額はいくらになるか伺います。

また、消費税増額分を転嫁しづらいといわれている病院会計において、10%になった時の影響が、どれくらいになるのか、さらに、今でも経営努力や一般会計からの繰り入れなどで、赤字にならないよう維持してきていますが、消費税10%になっても、繰り入れなどで乗り切れるのか、そのあたりの見通しについて伺います。

●議長

(11時36分)

町長。

●町長

三浦議員の2つ目の質問でございますが、消費税増税による町予算への影響でございますが、1点目の平成24年度一般会計で支出した消費税額と消費税が10%になった場合の影響についてでございますが、地方公共団体の一般会計については、消費税の申告義務がないことから、支出した消費税額の集計は行っておりませんので、支出額の概数ということで、ご理解を頂きたいと思っております。

24年度決算額のうち、人件費、公債費、扶助費などの非課税分を除く支出額については約12億円で、これに含まれる消費税額については約5,700万円、一般会計歳出総額の1.2%を占めている状況にあります。

24年度決算額をもとに推計致しますと、10%増税後は2倍の約1億1,400万円が年間の支出税額となりますが、消費税の支出額につきましては、年度ごとの建設事業の事業量によって大きく変動するとともに、先ほどの12億円の支出額に含めていない、一部事務組合への負担金や医療給付事業などの扶助費にも、増税の影響が出るのではないかと考えております。

また、町に交付されております地方消費税交付金については、24年度決算額で約6,700万円となっておりますが、10%増税後については地方消費税が1%から2.2%に引き上げられまして、増税分の交付金については、社会保障施策の財源と致しまして、人口により按分し交付される予定と聞いております。

これによりまして、町における増税後の地方消費税交付金については、現在の2倍程度の金額になることが予想されます。

国におきましては、現在、都道府県ごとの交付額の算定方法について、見直しを進めていると聞いておりますので、その結果について、町への交付額は、変動する可能性があることをご理解頂きたいと思っております。

2点目の病院会計における消費税増税の影響についてでございますが、収益の大部分を占める診療報酬につきましては、非課税である反面、費用においては、薬品費、診療材料費や医療機器購入費など、ほとんど全ての費用に対して消費税が課税されるところでございます。

24年度決算においては、課税対象費用総額において約4億5,500万円に対し、約2,200万円を消費税分として支出しております。

この金額をベースに致しまして、10%で試算した場合が、2倍の4,400万円が消費税分の支出となりますので、増税が病院経営を圧迫する一つの要因となることは、言うまでもありません。

消費税の増税問題につきましては、本町に限らず、全国の医療機関にとっても大きな影響を及ぼすとともに、特に不採算医療や救急医療などを担う自治体病院への影響が大きな課題となっております。

全国自治体病院開設者協議会等を通じて、26年度の診療報酬改定に向けた消費税の取り扱いなど、医療に関わる消費税制に関しては、国に対して要望を行っているところでございます。

町立病院経営については、診療報酬改定が、大きな影響を及ぼすことから、これらの動向を十分見極めていきたいと考えております。

また、政府は、来月上旬に、消費増税の実施の最終判断を行うと報道されておりまして、当初の予定どおり、来年4月から消費増税が実施された場合、町財政全般に、どのような影響を及ぼすのか、十分な精査と検討を行いながら、町政の執行にあたっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時41分)

三浦議員。

●3番

今ほどのお答えですけれども、私自身まだこの会計のことについては、あまりよく分からないので、細かいことについては、質問できないんですけれども、今の診療報酬の改定が鍵だと言われましたけれども、そこで、診療報酬が上がった時に、病院の窓口で支払う治療費と一緒に上がってくるのであれば、町民、国民にとってはまた負担が増えるということになると思うんですけれどもね、それで、現場の実態を、もう既に、要望はどんどん上げていると思われるんですけれども、これから以降も、本当に現場がどうなっているのかということ国に向かってどんどん要求をあげていって頂くよう、お願い致します、質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(3. 4番大矢議員の質問・答弁)

(11時43分)

●議長

一般質問を続けます。

大矢議員。

(4番 登壇)

●4番

昼が近いので早速質問をさせて頂きたいと思います。

通告に従い、大綱2点、町長に質問させて頂きます。

最初の質問は、国民健康保険の運営の変更について4点お伺い致します。

政府は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す社会保障と税の一体改革に取り組んでおり、一体改革の全体像や実施時期などを示した「社会保障・税一体改革大綱」等に沿って順次取り進めているところであります。

社会保障制度改革については、社会保障制度改革国民会議で検討してきましたが、その報告を受けて、8月21日、医療や介護、年金などの社会保障制度改革の手順を定める「プログラム法案」の骨子を閣議決定しました。

10月の臨時国会で法案を提出。法案成立後に分野別の法案を、来年の通常国会から順次提出するとしています。

この中で、国民健康保険の運営を17年度までに市町村から都道府県に移すこととしています。

そこで私の質問ですけれども、1点目は、増え続ける医療費などから一般会計から補てんするなど、運営の厳しい自治体が多く歓迎する声が聞かれますが、奈井江町はどのように受け止めているのか伺います。

2点目は、加入者にとって、一番の関心は、保険料だと思います。

保険料は北海道一律になると思いますが、新聞によりますと、道内では11年度で最大2.7倍の格差があるということですが、奈井江町民の負担はどのようになると考えられるのか伺います。

3点目は、現在、奈井江町は1市5町で運営する空知中部広域連合に加盟して効率的な運営をされていますが、影響については、どのように捉えているのか、伺います。

4点目、医療費や保険料の地域間格差など多くの問題があると言われています。

国が決めることですから、決まれば従わなくてはならないところでありますけれども、奈井江町として今後どのように対応していくのか、伺います。

以上、4点について、よろしくお願い致します。

●議長

(11時45分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員のご質問にお答えをして参りたいと思いますが、まず、大きな1点目として、国民健康保険の運営の変更についてでございますが、政府は、社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえながら、8月21日に「プログラム法案」の骨子を閣議決定致しました。

その中で、国民健康保険制度改革に向けた取り組みの方向性を示しました。

また、制度改革に必要な措置を、平成26年度から平成29年度までを目途に、順次講じるとともに、必要な法案の提出につきましては、平成27年の通常国会を目指していると聞いております。

これまで町は国民健康保険の広域化に関し、北海道の医療費や保険税の格差の特殊性などから、独自性と理念をもった制度の見直しが必要であること、国保財政の安定化だけではなく、地域に密着した保険・医療・福祉の一体化を図りながら、住民が納得できる給付と負担のあり方を確立するよう、国と道に申し上げてきたところであります。

1点目の都道府県への運営移管に対する、町の考え方についてでございますが、国民健康保険制度については、被用者保険と比べ、低所得の加入者が多い、年齢構成・医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなど、構造的な課題を抱えています。

特に小規模保険者においては、財政運営が不安定になるリスクが高く、平成23年度に全国の市町村が行った赤字補てんを目的とした法定外繰入については、3,500億円もの金額になっておりまして、国民健康保険が抱える財政的な構造問題が大きな課題となっております。

こうした中において、国保財政の抜本的な問題解決に向けた方向性を示さないまま、運営を都道府県に移行するだけでは、単なる赤字の付け替えにすぎず、結果的に市町村へ負担が転嫁される恐れがあると考えております。

また、財政上の課題解決とあわせ、地域の実情に応じた医療・介護サービス等の提供体制を再構築するとされております。

住民に最も近い存在である市町村が、どのような役割のもと、住民の健康を守っていくのかという課題もあることから、今後、国が、都道府県・市町村と十分に協議を行い、効果的な措置を講じていくことが必要と考えております。

2点目の保険料の格差についてでございますが、従前から、国の基本的な考え方と致しまして、1保険者、1保険税との考えがありまして、都道府県に運営が移行した場合には、保険料の統一が重要課題の一つであると考えております。

このことについては、様々な議論がありますが、国民会議の報告書には、「国保の運営に関する業務は、都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収や保健事業などは市町村が行うなど、分権的な仕組みを目指すべきである。」と明記されております。

また、7月下旬に行われました空知地方総合開発期成会の中央陳情の際に、厚生労働省の幹部職員から、「国保は、都道府県移管の方向で進んでいるが、空知中部広域連合の分賦金方式が一番良いと考えている。」との話があり、総務省や国会議員に対して、私からも話をしてほしいと、逆に要請を受けたところであります。

先ほども申し上げましたが、国保の運営を道へ移管したのち、分賦金方式を採用するのであれば、市町村が引き続き保険料を賦課することになります。市町村に財源不足が生じた場合、どのような形で補てんされるのか、課題が残っております。

また、特に北海道の場合においては、その広大な地域性のため、医療給付や所得格差が大きいことから、給付と負担の公平性をどう担保しながら、広域化するのか、大きな課題になっているものと考えております。

3点目の都道府県に運営が移った場合の空知中部広域連合の運営についてでございますが、先ほども申し上げましたが、北海道は、他府県と比べまして、市町村間の格差の程度が大きく、さらには財政基盤が脆弱でございます。小規模な保険者が多いことから、国と道は、国保財政の安定化を図る手段の一つと致しまして、国保事業の広域化を進めるとともに、広域連合に対しまして、特別調整交付金を交付するなど、必要な財政支援を行ってきた経過にあります。

これまで、空知中部広域連合においては、運営基盤の広域化と事務の共同化による財

政的メリットや、地域特性に応じた保健事業の推進など、様々な成果をあげてきたところであります。

「法案骨子」では、国保の保険者、運営等のあり方に関し、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う「分権的広域化」の方向が示されていることから、広域連合が果たしてきた役割と成果を踏まえながら、今後の広域連合の方向性について、十分な議論を行うことが重要と考えております。

4点目でございますが、制度改革に向けた、町としての今後の対応についてですが、政府が閣議決定を行った21日の同日、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は、それぞれ法案骨子への意見を公表致しまして、この中で、国の責任と負担を一方的に転嫁することのないよう、確実な財源確保を求めるとともに、地方と手順を踏んだ、丁寧かつ継続的な議論を進めながら、地方の理解を得たものについて、法制化の措置を講ずるよう求めております。

いずれに致しましても、政府は「プログラム法案」を、秋の臨時国会に提出する考えでありまして、現在、法案の取りまとめとあわせて、社会保障審議会において、具体的な内容について検討中でございます。

町と致しましては、引き続き、情報収集に努めるとともに、制度改革に向けて、様々な課題がありますので、町村会などと連携を通じながら、国や道に対して要請を重ねていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時53分)

大矢議員。

●4番

詳しい説明を頂きましたけれども、まだ国が詳しい内容が決まってない中でありまして、これ以上突っ込んだ話が出来ないところでございますけれども、あくまで国の考え方としては、効率的運営ということで、事務の効率化やコスト削減がどうしても優先されている傾向にある中で、町としても、特に北海道は、広域であり、医療費給付が多いということもありまして、保険料が高い傾向にありますから、そういう特殊性も踏まえて、今後とも、国民の権利として認められているところ、やはり、地域間格差でということで、押しやられることのないよう、今後とも強い運動をして頂きたいと、これは要望になってしまいますけれども、よろしく願いをして、次の質問に移らせて頂きます。

2点目は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の対応について3点質問致します。

政府は、急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは、意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律「高年齢者雇用安定法」の一部を改正し、平成25年4月1日施行しました。

今回の改正は、希望者全員の65歳までの雇用確保を企業に義務付けるものでありま

す。

そこで質問ですけれども、1点目は、この対応には、定年を無くする。また、65歳まで定年を延長する。また、一度退職し再雇用するなど、多様な対応方法がありますが、多くの企業は再雇用制度で対応しているようです。

奈井江町では、どのように考えているのかお伺いします。

2点目は、この制度に取り組みますと対象者の意向によりますけれども、制度的には事実上5年間退職者が出ないこととなります。

奈井江町で、5年間に対象となる人数を伺います。

3点目は、現在、若い世代の就職難や非正規社員の増加など、就職環境が厳しい状況にありますが、これを採用すると更に厳しくなるのではないかという面も心配されます。

奈井江町でも新規採用に影響するのではないかと思いますけれども、どのように考えているのか伺います。

以上、3点よろしくお願ひ致します。

●議長

(11時56分)

町長。

●町長

大矢議員の質問の高年齢者雇用安定法の施行に伴う町の対応についてということでございますが、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、高年齢者の就労を促進するため、①定年の廃止、②65歳までの定年年齢の引き上げ、③65歳までの継続雇用制度の導入のいずれかを実施することが、民間の事業主に義務付けられている。

この法律につきましては、公務員に適用されるものでありませんが、本年3月、「国家公務員の雇用と年金の接続について」の閣議決定が行われ、「当面、定年退職する職員が、年金支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する場合は、原則、再任用を行うものとする」内容になっているところでございます。

地方公務員については、本年3月、総務省からの通知によりまして、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて、必要な措置を講ずるよう要請されたところであります。

そこで、1点目の「65歳までの雇用確保について、奈井江町ではどのように考えているのか」ということでございますが、雇用と年金の接続を図ることは、官民共通の課題でございますが、民間企業においては、「高年齢者雇用安定法」において、65歳までの雇用の仕組みが導入されております。

奈井江町においては、退職者の年金支給までの生活支援ということだけではなく、複雑化、多様化する行政課題に対しまして、長年、職員が培った知識、経験を有効に活用していくため、現在、平成26年度からの制度導入に向けた検討を行っているところでございます。

2点目の「5年間の退職者の人数」でございますが、制度を導入した場合、閣議決定による任用期間においては「年金支給開始年齢に達するまでの間」であることから、平

成32年度までは、定年退職する年度によって、再任用期間が61歳の1年間から65歳の5年間となり、平成33年度以降の退職者から、5年間の再任用期間となる仕組みになっておりますが、平成25年度から29年度までの退職予定者については、事務職と医療、介護等の専門職、合わせまして18人。事務職のみでは12人となっているところでございます。

3点目の「新規採用職員の影響について」でございますが、これまで、退職職員数や新たな行政課題への対応状況を勘案致しながら、計画的な職員採用を行ってきたところでありますが、今後、再任用制度の導入にあたっては、人件費や職員定数の点から、一定期間、新規採用の可否についての検討は必要だと考えておりますが、一方で、町の将来を見据えたとき、若手職員の確保、育成は大変重要であります。

現在“いかに計画的な採用をしていくか”について検討を行っているところでありますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長 (11時59分)
大矢議員。

●4番
26年度から制度導入を検討しているということでございます。
定年退職者の移行だけでなく、そういう人材を町としても有効に活用して頂けるということは、嬉しい所でございますが、その中で今、25年度から32年までですか、18名の方がおられるということで、事務職員と病院なんかも入れてということでございますけれども、この人方については、今まで、ポストですね、どういう配置をしていくのか、今までの機構図の中で対応するのか、そういう方々については新しいポストを用意して、採用するのかということで、今までと違って、希望者全員のポストを作っていかなきゃならないと思いますので、その辺、よろしくお願いします。

●議長 (12時00分)
町長。

●町長
今ほど、ご指摘ございましたように、これからそのことも含めて検討して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長 (12時01分)
大矢議員。

●4番
答弁頂きまして、ありがとうございます。

今後、報酬等もありますし、色々検討しなければならないと思いますけれども、26年導入に向けてよろしく願いをしまして、私からの質問を終わらせて頂きます。

●議長

以上で、大矢議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩をはさみたいと思いますが、会議は1時30分開議と致します。

以上で町政一般質問を終わります。

休憩をはさんでの開議は1時30分と致します。

(昼休憩)

(12時02分)

日程第7 報告第1号の上程・説明・質疑

(13時29分)

●議長

会議を再開致します。

日程第7、報告第1号「補助団体監査結果報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第3回の定例会のご出席お疲れさまでございます。

それでは1頁をお開き下さい。

報告第1号「補助団体監査結果報告について」

地方自治法第199条第7項の規定により、平成24年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について、監査委員より別紙のとおり報告があったので、同法第199条第9項の規定により、これを公表する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

平成24年度町が行った135団体70事業、1億1,700万円余りの額につきまして、そのうち31団体44事業3,678万6,613円について、監査を行い、どの事業においても、確実に収納の上、目的に従って執行していることが認められた旨、監査委員からご報告がございました。

別冊で提出をしておりますので、公表させていただきます。

よろしく願いを致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みと致します。

日程第8 報告第2号の上程・説明・質疑

●議長

日程第8、報告第2号「平成25年度に公表する健全化判断比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

2頁をお開き下さい。

報告第2号「平成25年度に公表する健全化判断比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

平成25年度に公表致します健全化判断比率については、平成24年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については全会計において、赤字資金不足は生じていないことから、該当なしであります。

また、公債費の負担を示す、実質公債費比率については13.3%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については53.8%であり、いずれの比率につきましても早期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率について、報告致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みと致します。

日程第9 報告第3号の上程・説明・質疑

●議長

日程第9、報告第3号「平成25年度に公表する資金不足比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

3頁をお開き下さい。

報告第3号「平成25年度に公表する資金不足比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

平成25年度に公表致します資金不足比率については、平成24年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、病院事業会計、老人保健施設事業会計、老人総合福祉施設事業会計、下水道事業会計の4会計において、資金不足が生じていないことから、該当なしであります。

以上、資金不足比率について報告致しますので、よろしく願いを致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みと致します。

日程第10 報告第4号の上程・説明・質疑

●議長

日程第10、報告第4号「平成25年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価

報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

4頁をお開き下さい。

報告第4号「平成25年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり平成25年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書を町議会に報告する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

このことについて、別冊の通り、点検及び評価報告書を提出致します。

概要について、担当より説明させますので、よろしくお願い致します。

●議長

教育次長。

●教育次長

別冊の「平成25年度教育委員会事務事業の点検及び評価報告書」のご用意をお願いしたいというふうに思います。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定によりまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものであります。

点検及び評価の方法につきましては、本町の教育の基本方針に基づきまして、平成24年度に行いました事務の管理及び執行の状況について、教育委員会が自己評価を実施し、その評価に関して教育委員会外部の学識経験者を委員とする奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議から、評価及びご意見を頂くというものであります。

それでは概要についてご報告いたします。

本年度は、平成24年度に行いました主要な59の事務事業の取り組みについて、平成25年7月29日に開催致しました外部評価会議において、3名の委員から、客観的かつ巨視的（物事を全体的、総合的に見るさま）な立場で、各事務事業へのご意見はもちろん、奈井江町の状況に照らし合わせた事業展開の必要性などについて貴重なご意見を頂きました。

それらのご意見などを報告書としてまとめ、8月開催の定例教育委員会において、本報告書を可決し、今回の町議会第3回定例会に、提出をさせて頂いたところであります。また、併せて、この報告書につきましては、現在、奈井江町ホームページ上でも公表をしているところであります。

本報告書の点検及び評価の対象項目につきましては、「平成24年度教育行政執行方針」に示しました施策の柱8項目に基づき実施した事務事業と、教育委員会の開催状況を加えた9項目からなっております。

4頁をお開き下さい。

1つ目の柱の「1学びの充実」では、4頁の下段「1の体験学習農園の実践」から6頁の「13の学生ボランティアによる学習サポート」にわたります、主要な13事業について、それぞれ自己点検・自己評価を行い、各種事業の取り組みを外部評価委員に説明を行い、委員から次のようなご意見を頂いたところであります。

1つには、英語教育のより一層の充実を図るため、ALT（外国語指導助手）を活用した英語検定試験の導入などにより、英語力の向上や、引き続きALTの協力を得て、就学前の幼い時期から英語に親しむ機会を増やす努力をして頂きたい。

2つ目には、教職員の資質能力の向上を支援していることは、大変意義あることから、その研修の成果を活かした授業の普及と改善に努められたい。

3つ目には、学生ボランティアを活用し、長期休業中に学習課題の解消や学習習慣の定着を図るには、本事業は有効なものと考えてるので、今後も継続して実施されたい。

以上3点についてご意見を頂きました。

次に、7頁の「2豊かな心を育む教育」では、主要な3つの事業の取り組みについて、外部委員からは、1つには、子どもたちの日ごろの悩みの解消や不登校問題に対し、引き続き適応指導教室やスクールカウンセラーの効果的な活用に努めるように。

2つ目には、子どもたちが、携帯電話のメールやインターネットを利用する機会の急増に伴い「いじめ問題」も深刻化していることから、利用にあたっての基本的なルールやマナーについての指導と啓発に努力して欲しいとのご意見を頂きました。

8頁の「3心身の健康の育成」では、毎年、不審者が出没しているので、安全確保と未然防止のため、引き続き啓発活動と関係機関への情報提供に努め、また、見守り隊によるパトロール活動の強化充実に努められたいとの、ご意見を頂きました。

9頁の「4学校教育環境の整備」では、主要な6事業の執行状況に対しまして、子どもたちが、安全安心な学校生活を送れるよう、引き続き施設整備に万全を期し、当該施設は、避難所建築物にも指定されていることから、適正な維持管理に努めるよう求められたところであります。

10頁の「5生涯学習の推進」では、13頁にわたります、主要な13事業の取り組みに対しまして、公民館講座の参加者が減少しているので、魅力ある講座内容の工夫、開催時期の検討、町民ニーズの把握などを行い、参加者拡大の努力と、学校開放事業の円滑な事業展開の促進を求められたところであります。

13頁の「6青少年の育成」では、15頁までにわたります、主要な9事業に対しまして、1つには、小・中学校と地域が一体となった多様な学習活動を支援するために、専門的な知識、技能、技術や豊富な経験を有する人材の確保と、派遣・調整に関する学校地域支援事業の推進に引き続き努力して欲しい。

2つ目には、前年度まで子ども会ミニバレーボール大会の参加者は、減少傾向にあったけれども、参加者のニーズを捉え、開催時期を変更するなどした結果、参加者が大幅

に増加したことは評価をして頂きました。

今後も事業内容の工夫と充実に努められたいというふうなご意見を頂きました。

3つ目には、子どもたちが、優れた舞台芸術に触れることは、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養い、優れた才能の芽を育てる上でとても重要であることから、文化庁の巡回講演事業等の活用も検討しながら、「芸術鑑賞会」の継続と充実を図って頂きたいという以上の3点のご意見を頂いたところであります。

16頁の「7スポーツの振興」では、1つには、スポーツ教室は、スポーツをする上で欠かすことのできない基本的なマナーを学ぶ場となっていることから、本教室に対する支援を継続し、指定管理者と連携を図り、スポーツの普及と参加者の拡大に努めて頂きたい。

2つ目には、全町ミニバレーボール大会の参加者のニーズの把握や募集内容の工夫を図り、事業の充実と参加者の拡大に努めて頂きたいとのご意見を頂いたところであります。

17頁からの「8芸術文化の振興」では、文化ホールでのコンサートの入場者数が、前年度より150名以上増加したことを評価して頂きました。

今後も町民をはじめ一人でも多くの方々に足を運んで頂けるよう努力して頂きたいとのご意見を頂いたところであります。

18頁の「教育委員会活動状況」では、教育現場の現況を把握し、教育行政の効率的な運営や教育環境と教育内容の充実と向上のために、教育委員の学校訪問の回数を増やすよう望まれたところであります。

以上が、平成24年度に行った教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告であります。

外部評価委員から頂いた意見を真摯に受け止め、今後の事業内容の充実、改善に役立て、効果的な教育行政を推進して参りたいというふうに考えております。

以上、報告書の説明を終わります。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みと致します。

日程第11 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第 11、議案第 9 号「奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 37 頁をお開き下さい。

議案第 9 号「奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例」

奈井江町営バス運行条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、10 月 1 日から実施を予定しております町営バスの運行内容の拡充を図るため、改正を行おうとするものであります。

第 2 条において、かねてより運行をしておりました町営バス向ヶ丘線の終点、また始点でもありますが、これを奈井江駅前からみなクルに変更するとともに市街地域を対象とした市街地循環線、北ルート、及び南ルートを新たに追加し、加えて、第 3 条においてバスの乗車料金を大人 200 円、子ども 100 円に改定し、平成 25 年 10 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第 1 2、議案第 1 号「平成 2 5 年度奈井江町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書 5 頁をお開き下さい。

議案第 1 号「平成 2 5 年度奈井江町一般会計補正予算（第 3 号）」

平成 2 5 年度奈井江町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 3 0 0 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9 億 4, 3 6 8 万 7 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の追加は、第 2 表、地方債補正による。

平成 2 5 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、9 款地方特例交付金 8 万 3 千円を追加し 9 8 万 3 千円、1 0 款地方交付税 4, 4 1 5 万 1 千円を追加し 2 3 億 9, 1 1 5 万 1 千円、1 3 款使用料及び手数料 4 1 万 3 千円を減額し 1 億 1, 0 9 9 万 5 千円、1 4 款国庫支出金 1 0 7 万 3 千円を追加し 3 億 5, 9 3 0 万 8 千円、1 5 款道支出金 1, 2 0 3 万 2 千円を追加し 3 億 1, 1 6 4 万 5 千円、1 7 款寄附金 3 4 万円を追加し 1 3 4 万円、1 8 款繰入金 4, 9 3 6 万 8 千円を減額し 2 億 3, 2 0 0 万 9 千円、2 0 款諸収入 9 9 1 万円を追加し 9, 4 0 1 万 8 千円、2 1 款町債 1, 5 1 9 万 6 千円を追加し 5 億 1, 9 9 9 万 6 千円、歳入合計 3, 3 0 0 万 4 千円を追加し 4 9 億 4, 3 6 8 万 7 千円。

次の頁、歳出、2 款総務費 1, 4 1 9 万 7 千円を追加し 3 億 8, 6 4 2 万 6 千円、3 款民生費 5 8 4 万円を追加し 7 億 9, 1 8 3 万円、6 款農林水産業費 6 5 4 万円を追加

し3億5,361万5千円、7款商工費106万8千円を追加し1億704万2千円、8款土木費440万円を追加し5億4,854万5千円、10款教育費95万9千円を追加し4億582万6千円、歳出合計3,300万4千円を追加し49億4,368万7千円。

第2表、地方債の補正、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

教職員住宅建設事業では1,100万円を追加し5,700万円。

過疎地域自立促進特別事業のソフト事業で50万円を追加し6,960万円。

臨時財政対策債で369万6千円を追加し1億7,649万6千円であります。

補正予算の内容について、歳出から説明を申し上げます。

14頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、生活交通確保対策に要する経費として、実証運行の実績、本年10月からの本格運行に向けた事業内容の精査を行い、合わせて43万1千円を追加計上致しております。

財産管理費では、その他公有財産の維持管理として、旧江南小学校の雪害防除工事費で222万6千円を追加計上。

職員・教員住宅の維持管理として、教職員住宅新築工事で、杭打ち工事及び外構工事の追加が発生したことから1,100万円を追加計上。

地域振興基金では、ご寄付による積立金34万円を追加計上致しております。

徴税費、賦課徴収費では、過誤納還付金で20万円を追加計上。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、障がい福祉フォーラムの講師派遣に伴う謝礼及び事務経費9万5千円、障害者自立支援給付費の過年度分精算に伴う返還金42万6千円、合わせまして52万1千円を追加計上。

16頁、高齢者対策費では、国の認知症施策に対応し、認知症の方や家族に対し「状態に応じた適切なサービス提供の流れ」を作るため、認知症ケアパス等作成・普及事業に国のモデル事業として取り組むことと致しまして、この経費として検討委員会委員報酬、臨時職員賃金、先進地調査旅費、事務経費合わせまして107万3千円を追加計上致しております。

18頁の児童福祉費、児童福祉総務費では、障がい児通所支援に要する経費として、障がい児施設措置費の過年度分精算に伴う返還金67万6千円を追加計上。

児童福祉施設費では、子ども・子育て支援法の制定に伴い、市町村が作成する、子ども・子育て支援計画の事前調査業務委託料357万円を追加計上致しております。

農林水産業費、農業費の農業振興費では、農業振興に要する経費として、国の経営体育成施策に対応し、経営発展を目指す農業者など多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械などの導入を支援するため、経営体育成支援事業補助金654万円を追加計上。

商工費の商工業振興費では、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費として、社会福祉協議会、文化ホールとの一体的な管理運営体制をとることで、関係団体との協議が整い、臨時職員などに係る経費の精査及び、受付管理、除排雪業務委託料など合わせ

まして106万8千円を追加計上致しております。

土木費の道路橋りょう費の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費として、町道の維持補修経費228万9千円、道々の維持補修経費89万3千円、合わせまして318万2千円の追加計上。

20頁になりますが、除排雪に要する経費として、ロータリ除雪車ほか3台の修繕料121万8千円の追加計上致しております。

河川費の水防費では、財源の振り替えを行っております。

教育費、社会教育費の文化ホール費では、みなクルの開設に関連し、文化ホールの夜間受付管理業務委託料95万9千円を追加計上。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

10頁にお戻り下さい。

地方特例交付金では、住宅借入金等特別税額控除に係る減収補てん特例交付金の確定により8万3千円の追加計上。

地方交付税では、普通交付税の確定により4,415万1千円を追加計上致しております。

使用料及び手数料では、町営バス向ヶ丘線使用料の精査により41万3千円を減額計上。

国庫支出金、国庫補助金の民生費国庫補助金では、認知症ケアパス等作成・普及事業に係る、介護保険事業費補助金107万3千円を追加計上。

道支出金、道補助金の総務費補助金では、障がい福祉フォーラムなどの財源として、地域づくり総合交付金109万9千円を追加計上致しております。

民生費道補助金では、子育て支援対策事業補助金350万円を追加。

農林水産業費道補助金では、経営体育成支援対策事業補助金654万円の追加計上。

道委託金の土木費委託金では、道路施設維持管理委託金89万3千円を追加計上致しております。

寄附金では、海老沢孝様、フロンティアコーポ・メディック株式会社様のほか、匿名の方2名のご寄附34万円を追加計上致しております。

12頁、諸収入の雑入では、事業精査による、臨時事務員社会保険料本人負担分で25万7千円の減額計上。

障害者自立支援給付費における国・道費過年度分精算金956万2千円の追加計上。

災害補償保険収入1万5千円、賠償保険収入35万7千円、自動車損害共済金23万3千円をそれぞれ追加計上致しております。

町債の過疎債では、教職員住宅建設事業債で1,100万円、過疎地域自立促進特別事業債50万円、合わせて1,150万円を追加計上。

臨時財政対策債では、金額の確定により369万6千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差4,936万8千円につきましては、10頁の歳入予算において、財政調整基金繰入金を同額減額し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●5番

只今、ご説明を頂きました一般会計の補正予算なんですけど、歳入と歳出と1点ずつお尋ねをしたいと思います。

まず歳入部分におきましては、今回、普通交付税がね、地方財政計画の確定ということで、4,415万1千円追加計上をされております。

それでこの中に、予算委員会の時にも質問させて頂いた部分なんですけど、今年度、国の、国家公務員の給与削減に合わせて、交付税が削減された部分で、地方独自に努力をしている部分については措置される部分がある、これは当初予算に計上されてない部分なんですけど、確か予算委員会の時は1,700万、1,800万ぐらいというお話の記憶があるんですけど、今回、確定された部分で、いくらで金額で算入をされているのかということをお尋ねをまず歳入の部分で聞きます。

それと、歳出の部分で、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費でありますけれども、経費の内容につきましては、今の予算の説明の中で理解するところなんですけれども、今回はあくまで管理に関する部分の予算計上だけで、10月1日オープンということでですね、私の希望としては、やはり町民に多く来てもらうようなオープンの記念の事業があったり、イベントを企画されていることがあるのかな、準備される時間もあったと思いますし、その一緒に協議をされている皆さんの中で、色々議論があって、そういうイベントがないということなんですけど、9月の1日に広報ないえが来まして、農村地帯まだ回ってないかもしれないんですけど、みなクルについて詳しく書かれておりますが、オープン後しばらくは町民の皆さんに見学して下さいということで、やはり何かきちっとみなクルを認識づけるようなね、オープンの事業が必要ではなかったのかなと、私は思うんですけど、その辺に関して、今までの協議の内容と、町としての考え方について、お伺いします。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森岡議員からの1点目の交付税の関係でございますが、今回、補正によります追加額につきましては4,415万1千円ということでございますが、この内訳と致しましては、まず、昨年度の交付決定額との比較増減の金額と致しましての精査額ということで1,967万7千円が交付されております。

また、更にお話がありました今年度地方公務員の給与削減ということに伴います当初予算で計上しておりませんでした地域の元気づくり推進費として2,447万4千円が

交付され、合わせた金額が今回の追加計上という形になってございますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

只今の森岡議員のご質問にお答えをして参りますが、この交流プラザみなクルにしましては、過日の広報等で色々周知をさせて頂いているところでございますが、この9月29日にオープニングセレモニーをやらせてもらいまして、その後10月1日から施設をオープンさせると。

それで、暫くの間はですね、やはり町民の皆さんにより親しんでもらおうといったこと、それから見学をして頂いて、今後の活用方を、イメージを持って頂きたいと、そんなことを考えているところでございます。

そこで、ここにおけるソフト事業といいますか、そういった活用方策につきましては、短期的にですね、オープン月間みたいなものの中で、何を出来るかと、そういったこと、それから中長期的に時間をかけて、町民の皆さんも含めて、ご議論を頂きながら、長く、安定的にですね、施設の理念に沿う形のご利用をして頂くと、そんなことで、両面から運営委員会、あるいは各団体との協議の中で、今後検討して参りたいというふうに思っておりますが、今、当面は、庁舎内の検討委員会の中で、それぞれ各セクションでもっております担当の分野で、ここを活用しながら町民との触れ合いを、どう作り上げていくかというような議論を今しております、例えば、1つには、毎年行われております町民歩こう会のスタート位置をこことして、コースを作ってみたり、あと、10月のおよそ20日というふうに今、おもいやり課の所管の方でお聞きしているところでございますが、障がい者の皆さんに、この施設を拠点とした社会参加というふうに役立てて頂きたいという部分も思いも含めまして、障がい福祉フォーラムを、この日の日中に開催をしていきたいという考えを持ってございます。

また、今、北翔大学との協定も含めて事業の検討を進めておりまして、ここはそれぞれ庁舎内の各課とそれから大学の関係学部が、直接的に、今、事業の詰め、どのような内容で交流がはかれるかという今、話し合いを進めておりまして、その中で、例えば、街の観光施設色々スポット的に画像を作りまして、施設に置く、テレビのモニターを利用致しまして、街の紹介するフォトシネマ等をオープンまでに間に合わせて、今、大学の方で作って頂いております。

そんなことで、そういった施設が、趣旨をここで表現しながら、また町民の皆さまに親しんで頂きたいという考え方を持っているところでございます。

また、この他ですね、今、商工会、農協の方の事務方、事務レベルでもって、打ち合わせをしようという、今、調整をしているんですが、そういったそれぞれの団体が、イベントという形でなくても、例えば、こんな活用方策があるという部分で、積極的に関わって頂くというものも、打ち合わせをしながら進めて参りたいと、そんなことで大き

な予算を掛けるという形ではございませんが、既存の事業、それからこれから見込める様々な幅広い交流の部分を重ね合わせながら、この運営のあり方を、長い目でといいますか、長い視野を持って、また検討していきたいと考えているところでございます。

ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

森岡議員。

●5番

只今、両方の質問について答弁頂きましたけれども、みなクルの方についてなんですけど、今、説明頂きましたけど、逆にね、これ、広報ないえに出ているように、各団体や個人の使用申請の受け付けは10月20日、それは、管理の体制ということもあるんでしょう、ちょっと遅いなどは思いますけど、20日からということですね、やはり、今言ったオープニング月間というのは、やっぱり非常に大切な、ちょうど、公共交通も始まる期間であって、町民に深く理解してもらうにはベストのタイミングでオープンするわけなんですけど、その辺も踏まえてね、やはり、10月の20日前にはね、色々な、お金掛かる掛からないは別にして、関係機関と努力してね、どんどんどんどんPRするなり、何かをするなり、町民にとにかく足を運んで、有効利用を見て頂いて町民からの意見をもらうということをするべきだなと思うんですけども、そういう理解でいいのかっていうことをまずお聞きします。

それと、さっきの補正についてなんですけど、金額はね、2,447万4千円ということで、予算委員会の時に比べると結構、算定の仕方が変わったんでしょうけど、増えて良かったなという思いがあるんですが、これの、あくまで普通交付税に算入されたんですから、一般財源という捉えだと思うんですけどね、これの算定にあたって、やはり、この制度が良いか悪いかは別として、職員さんの人件費や人員の削減努力というのが、全くの基礎になっている計算ですよ。

奈井江町も、平成13年からね、町長が進める行革に対して職員さんと共に、我々、僕も議会出てから、その前から、議会も行革をやりましたし、町民にも負担を求めたりね、補助金を削減したり、様々な意味での行革があったと思うんです。

そういうことで、その部分は今回の算定に入っていないとしても、これは、地域の活性化等の緊急課題へ対応するためという政府の方針もあります。

ただ、先に言ったように一般財源でありますから、使い道は縛りが無いということでもありますけれども、そういうことを踏まえるとね、何かやはりこの一部でも使って、活性化の、僕は、みなクルで本当に何か、どういう事業ということではないんですけど、みなクルに限ったことではないんですけど、地域の活性化に、一部でも充当して頂きたいという思いがあるんですけども、その件に対して、これは町長の見解をお伺いしたいと思っております。

●議長

町長。

●町長

今、お話しありましたように、みなクルを含めてですね、活性化といいますか、中心地域の活性化ということで、拠点づくりをしていきたい。

その中で、今、課長が説明したように、地味でささやかでありますけれども、町民の皆さん方に、広く理解して、利用価値を高めて頂きたい。

そして、色々、北翔大学を含めてですね、更には障がい者の色々なフォーラムも含めて、そういった中で、是非、町民の皆さん方に理解とご協力を頂きたい。

そして今言ったように行革を含めて町民の皆さん方にご協力を頂いた。更には、国家公務員が、2年間で7.8%という削減に沿って、地方がですね、協力して頂く。

私どもは地方分権の立場から、地方主権の立場から、これは合理的でない、むしろ地方が自ら考えて自ら作り上げると。そういう行革を作り上げて、今日まできているわけでございますから、そういった意味も含めてですね、これらの、いわゆる交付税というのが、措置されたと。

こういうふうに幅広く理解しているところでございます。

また、今、お話しございましたように、地域の活性化を含めて、町としての活性化方針を、どういうふうに今後作り上げていくか、それも一つの方法だと思いますが、いずれに致しましても、中長期的に渡って、十分考えながら、いきながく、地域が活性化出来るような方法も含めて考えてみたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

●議長

森岡議員。

●5番

答弁頂きまして、ちょっとまた言いづらい話なんですけど、今ね、確かに活性化については、中長期に考えて頂くというのは、これはもちろん、そうなんですけど、僕が、本当に言いたいのは、このみなクルが開いてね、街中に、公共交通と共に、拠点が出来るということ踏まえると、やっぱり今年度何かね、取り組みを、関係機関と協議してね、私はこの2,447万円の一部、これを充当しろということではないですけど、そういう趣旨に沿ったものであるのであれば、使って頂きたいなという思いがあるんですけども、ちょっと中長期の話になると、私の思いと違うなという見解なんですけれども、もう一度お願いします。

●議長

町長。

●町長

先ほど申しあげましたように、中長期も含めて、財政計画はやはりきちっとした基礎をもってやらなければいけない。

そして、地域の活性化も、これも含めて、総合的に考えていくということを申しあげたつもりでございますが、ご理解頂きたいと思います。

●議長

他に質疑ありますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時12分)

●議長

日程第13、議案第2号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

23頁をお開き下さい。

議案第2号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第1号）」
総則、第1条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会
計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入に補正はございません。

支出、第1款介護老福事業費用50万4千円を追加し3億5,487万5千円。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

今回の補正につきまして、収益的支出で、ご説明を申し上げます。

25頁をお開き下さい。

介護老福事業費用の事業費用で、厨房の雑排水のポンプ修理にかかる修繕費50万4
千円を追加計上させて頂いております。

この結果、単年度実質収支では1,011万2千円の赤字を見込んでおりますが、繰
越実質収支では6,875万6千円の黒字を見込んでいるところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を
お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、25分まで休憩を入れたと思います。

(休憩)

(14時15分)

日程第14 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時24分)

●議長

会議を再開致します。

日程第14、議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書39頁をお開き下さい。

議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

本案につきましては、平成25年度をもってみずほ幼稚園が閉園することに伴い、中央保育所に幼稚園機能を備えた保育所型認定こども園として開設するため、本条例を制定し、平成26年4月1日からこれを施行しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

それでは、第3回の定例会、改めまして、ご出席頂きまして、ご苦労さまでございます。

私より、議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」につきましてご説明をさせていただきます。

議案書39頁をご覧下さい。

平成25年度をもちまして、町内のみずほ幼稚園の閉園に伴いまして、平成26年4月1日より、新たに認定こども園を開設するために本条例を提案させて頂いたものでございます。

国におきまして、平成18年10月から「認定こども園」制度がスタートしたところでございますが、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供することと、地域にお

ける子育て支援の実施を行うものでございまして、当町におきましては、認可保育所であり中央保育所に幼稚園機能を備えることでの認定こども園としての機能を果たします、認定こども園「保育所型」として開設を予定するものでございます。

それでは、奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の内容のご説明に入らせて頂きます。

第1条の設置では、就学前の子どもが健やかに成長する環境をつくるために、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第2項第2号の規定によりまして、「奈井江町認定こども園」を設置するものでございます。

第2条につきましては、名称及び位置と致しまして、名称を、奈井江町認定こども園はぐくみと、位置につきましては、現在の中央保育所の地番であります、奈井江町字奈井江町245番地8を表記したものでございます。

第3条では、管理運営のために必要な職員を置くことを、第4条では、従来からの保育所の役割によりまして長時間保育として保護者が働き、保育に欠ける場合の保育実施について記載しているところでございます。

次の頁、40頁をお開き頂きたいと思っております。

第5条では、幼稚園機能としての役割を担う部分の短時間保育の実施につきまして、規定しているところでございますし、第6条につきましては、全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う子育て支援事業についてを規定しているところでございます。

第7条では定員を、第8条では入所の要件を、第9条では入所の手続きを、また41頁に移りますが、第10条では長時間保育、短時間保育、預かり保育にかかる保育料を規定しているところでございますし、第11条につきましては、保護者に負担能力がないと認められる特別な事由がある場合の保育料の減免を、第12条につきましては、災害発生や感染症の発生による施設の休止を、12条で規定しておりますし、第13条では委任事項を規定しているところでございます。

附則と致しまして、施行日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

このほか、認定こども園入所のための準備行為、子どもの権利条例中の「幼稚園・保育所」という表現の部分につきましては、「認定こども園」に改めること、また、認定こども園の開設に伴いまして、現行の奈井江町保育の実施に関する条例の廃止、また経過措置を規定しているところでございます。

以上、「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。本議案は常任委員会の付託が予定されておりますが、質疑をお願い致します。

石川議員。

● 2番

質疑を行いたいと思います。

私は4点、重要なことであるので、質疑を行いたいと思います。

まず、条例第4条の長時間保育、これはご説明のあった通り、従来の保育所での保育であると思いますが、従来の条例と提案された条例、運用の方法も含めてですね、違いはあるのか、あればどのような違いがあるのか。

それと同時に、条例第5条、これは、短時間保育、幼稚園機能を持たせた保育というご説明がありましたが、現在の町内の民間幼稚園との保育の仕方の違いはあるのかということ。

それから2点目、条例の第6条、支援事業でございますが、子育て支援事業であり、現在既に行われている事業があると思います。

条例の条文を含めて従来との違いはどのようなことがあるのかということ。

それから3点目、保育料について、長時間保育の保育料は、保育所の時との差はあるのか。また、短時間保育の場合は、従来の町内の民間幼稚園とはどのような違いがあるのか。

それから最後の4点目なんですが、相対的に、この新設されると予定されている認定こども園はぐくみを利用者が利用した場合、どのような利用者にとっての利点があるのか、その辺をご説明頂きたいと思います。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の石川議員の質問につきまして、1つ目に、長時間保育、今までの保育所の運営、条例等を見た中で、どのように変わるのか、違いがあるのかという部分。

2点目につきましては、短時間保育の今までの幼稚園がどのように運営的に変わるのか、幼稚園と比較しましてどう変わるのか。

3点目につきましては、支援事業の実施について、従来の子育て支援センター条例との違いはあるのかと。

4点目につきまして、長時間保育の保育料。

5点目につきまして、幼稚園側から見た短時間保育の保育料。

それと6番に、長短時間を含む、認定こども園を利用する町民のメリットについてご質問があったと思うんですけども、これにつきまして説明をさせて頂きたいと思います。

まず、長時間保育と短時間保育の違いにつきましては、関連性がございませぬ部分がありますので、合わせての説明とさせて頂きたいと思いますので、ご了解下さい。

まず、そもそも認定こども園については、平成18年度に国の制度がスタートした中、幼稚園と保育所の両方の良い所を生かした施設ですよという部分がうたい文句になって

おりまして、それぞれ、小学校就学前の、先ほど申し上げましたが、保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を持っている部分と、子育て支援の相談活動や集いの場の提供などによる機能を持たせる部分が認定こども園となっておりまして、そんな中ですね、当町と致しましては、町内の幼稚園が閉園になるということがございますので、町内には認可されてます公設の中央保育所というものが一つあるのみとなっております。

そんな中で、その認定こども園に移行するにあたりましては、保育所をベースとして、幼稚園機能を持たせた保育所型ということで運営をしていくというものでございます。

長時間保育については、現状の保育運営から何ら変わる部分はありませんが、1つ言うならば、短時間保育の部分が機能を備わるという部分で、短時間保育の対象時間の設定の中から、今まで午睡の部分が12時30分からやっていたものが、30分繰り下げられての1時からの午睡時間になるというような部分が、現状の保育所の部分で変わるものになってくるのかなと思います。

それと短時間保育につきましても、今までは、月曜日と金曜日については週2回、幼稚園の方で、月曜日、金曜日は8時半から11時半までの預かりとなっておりまして、火曜日、水曜日、木曜日につきましては8時半から午後2時までの預かりという、午前で終わる部分、昼からで終わる部分という部分がございますが、そういった部分につきましては、認定こども園になった場合につきましては、8時半からのお預かりで、1時半に退所して頂くという時間帯が変わってくると、それに合わせまして、今までの幼稚園につきましては、午後をまたぐ場合については、お弁当をそれぞれ持参していたという部分があるんですが、この部分については、認定こども園になった場合については、短期の方についても給食を食べて頂くというようなことで考えております。

これは、やはり食育の部分で、手弁当で好きなものだけ食べるというよりも、好き嫌いも克服する意味も含めて、給食を食べて頂くことでの食育にも繋がるのかなという部分があるところでございます。

それと、あと大きく変わる部分については、預かりに伴います料金的なものが、長期・短期それぞれ変わってくる部分があるということで、ご理解の方を頂ければというふうに思います。

それと、3点目の支援事業の実施についてということで、今回提案させて頂きました6条にも、認定こども園における支援事業の実施ということで謳われておりますが、これにつきましては、従来、21年度に保育所を新築した際に、合わせて、隣に子育て支援センターを併設したところでございまして、この条例についても、相談指導だとか、地域の子育ての過程ということで、先ほど私の申しました設置の目的とほぼ同じものでございます。

本来、子育て支援センターは、特に保育所に併設するという必要性もないところなんですけれども、21年度にそういう併設をしたことの併設メリットを生かした中、基本的な事業内容等は一緒でございますので、認定こども園の中の事業の部分と合わせて、併設の中で連携を取りながら進めて参りたいというふうに思っております。

それとですね、保育料についてなんですけれども、こちらにつきましては、それぞれ、

従来の保育所の部分につきましては、国の基準に基づいて、それぞれの階層区分で、保育料の基準額がありまして、それにより運営をしてきたところでございますが、この度の、認定こども園の部分については幼稚園機能という短時間の部分の保育料の算定が必要となったところでございまして、これにつきましては、長時間保育の時間帯から見て、短時間保育は、ほぼ半分の5時間ということになっておりますので、長時間保育の国の基準の保育料の50%の部分で、短時間保育料の料金を基本とさせて頂いたところでございまして、更に、4歳児以下については、そこから10%、5歳児については地元小学校の就学に向けて1年間同じ仲間との集団生活を経験して頂くことが、小学校との連携も出来て、一貫した教育目標下で入学できるという5歳児に対しての部分につきましては、50%の減額というようなもので、条例案の方にお示しをさせて頂いているところでございます。

いずれの減額につきましても、保護者負担の公平性から、長時間保育料についても同様に、短時間だけではなくて、長時間の保育料も一緒に公平感を持って考えていかなければならないというスタンスの中で、料金設定をさせて頂いたところでございます。

それと、6番目の認定こども園となった場合の利用する町民のメリット等々についてでございますが、これにつきましては、1つは、幼稚園の部分については夏休み、冬休み、それぞれ、家庭で保護者が面倒を見るといいますか、そういった部分になっているんですけれども、保育所は従来どおり夏休み冬休みも、短時間のお子様についてもお預かりをしますよというのが、1つ、特徴あるところだと思いますし、また、その他にも、子育て支援センターが併設しているという部分での相談業務の連携だとか、あと特色ある保育という部分を考えていかなければならないんですが、これについては現在の保育所においても、様々な経験を通じながら、考える力や、頑張る心、人やものを大切にできる心をはぐくむという方針で実施しているところでございまして、お年寄りとの交流と致しましては、老人スポーツ大会、敬老会への参加、施設慰問、あるいは食育活動と致しましては菜園での食物の栽培や収穫だとか、地域の方の協力を頂いての畑の見学だとか、そういった農業、食への興味や関心を高める事業も実際行っておりますし、また、英語教室と致しまして英語指導助手の協力によりまして、計画的に英語に親しむ「英語で遊ぼう」というような事業にも取り組んでいるところでありまして、こういった特色のある事業の実施しているよ、という部分を含めて、町民の皆さんにPRしていかなければならないかなというふうに思っているところでございます。

以上、雑駁ですけれども、説明を終わらせて頂きます。

●議長

他にありますか。

三浦議員。

●3番

料金のところは、多分、前に私、一般質問でもした時に、保育所に今通っているお子さんの保護者の方が、料金のところがなかなか納得できないということ、前に視察に行

った時に聞いたので、そのところがうまくいくのかなというところが、ちょっと気になっているところなんですけれども、その参考にするために、現在の保育所で、階層別に、どの位の人数の子どもたちが通っているのか。要は、どこら辺が多いのかということが分かれば教えて頂きたいのと、それから、認定保育園になったからなのかどうか分からないんですけれども、今回の関係資料の中に、保育年齢を、長時間の場合には8ヶ月から5歳というふうに明記しているんですけれども、現在の保育所の条例の方には、乳幼児からという表現しかないんですけれども、その8ヶ月からというふうに明記するのは、認定こども園との関係でそうなったのかどうか、そこら辺教えて下さい。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の三浦議員からの質疑につきましては、3点あったかと思うんですけれども、その保護者が料金の部分につきまして納得をしているのかというのが1点かなと。

それと2番目には、階層別でいくとするならば、どこの階層が多いのかというような部分。

それと3つ目には、預かる部分での保育年齢が8ヶ月から5歳と明記している理由は何かという3点だと思うんですけれども、それにつきましてご回答をさせて頂きたいというふうに思っております。

まず、保護者の料金、今回、条例案で出させて頂いております、その料金の設定についてですけれども、これにつきましては、6月に条例で設置になりました奈井江町の子ども子育て会議の中で3回にわたって協議をさせて頂いた件でございます。

それで、最初の第1回目には、私どもの事務局のたたき台という部分で、何かその目安がなければならないという部分で、先ほど申しました長時間保育料の国の基準の時間割で50%相当分という部分を、ご提案させて頂いた中で、第1回また第2回目と協議をさせて頂きまして、第2回目の子ども子育て会議では、直接、町長に、それぞれの委員の意見・要望というものを聞いて頂くという第2回目の会議を開催させて頂いたところでございます。

そんな中ですね、やはりどうしても、私学の幼稚園に通われているお母さん、保護者の方については、幼稚園としてその所得に応じてですね、私学の就園奨励補助金というのがありまして、通常の月額、幼稚園の保育料から、その分が差し引かれた中では、私どもの当初説明させて頂きました50%では、到底やはり高いと。

なかなか地元の認定こども園に預けることは難しいというような話も頂いたところで

す。そういった部分を、直ですね、町長の方も、直に意見を頂いた中で、議論をして参って、第3回目の会議の中では、やはり先ほど申し上げました通りですね、子ども子育て会議の委員さんの意見を、十分検討した中で、先ほどの4歳以下は10%減額、それと5歳児については、本当に就学前の児童の方になりますので、集団生活の大切さという

ような部分を踏まえての50%というような料金を設定させて頂いた中、第3回でご説明をさせて頂きました。

その中では、幼稚園の保護者の方についても、1回目から私たちの、意見要望も聞いて頂いた中ですね、この額を出して頂いたという部分では、納得頂いている部分がございますので、その旨ご報告させて頂きたいと思えます。

それと、階層別については、本当に細かい手持ち資料は今持ってはございませんけれども、今現状の幼稚園に通われていまして、就学奨励費補助をもらっている方の対象の資料等々によりまして調べた結果でいきますと、今のこの条例の料金表に出させて頂いております階層区分の、4階層、5階層、6階層に置き換わる方が多いというような状況でございますので、1人1人の階層の当てはめというのは、現状、今、手持ち資料がございませんので、お許し頂きたいと思えます。

また、8ヶ月から5歳の規定をしたことについてなんですけれども、従来の保育所についても、幼児という部分の表記はさせて頂いているところですが、現実の運営につきましては、8ヶ月を過ぎた方からお預りをさせて頂いていると。

この8ヶ月というのは、お座りが出来るようになりまして、ハイハイが出来るようになると。移動も一人遊びも出来るようになってきて、離乳食では2回食から3回食へ以降して潰して食べられる時期になってくると。また、大人の食事を取り分けて薄味にして食べられる時期にも入るというようなことから、奈井江町の当初の入所希望が出てくる時期と、施設の人的にも検討した中ですね、8ヶ月からの入所という部分で取り扱いをしていたものでございます。

これにつきましては、また新たな認定こども園という部分もありますので、今後、もっと早い時期のニーズや希望者が増えるのであれば、その都度検討して参りたいと思っておりますので、ご理解の程をよろしくお願い致します。

●議長

質疑を終わります。

おはかりします。

議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」は、まちづくり常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」は、まちづくり常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託されました議案第11号「奈井江町認定こども園

の設置及び管理に関する条例」については、会議規則第45条第1項の規定により、9月12日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第11号については、9月12日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

日程第15 9議案一括上程・大綱説明

(14時53分)

●議長

日程第15、

議案第3号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」

議案第4号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」

認定第1号「平成24年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成24年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

説明は大綱説明とします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の26頁をお開き下さい。

議案第3号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」

平成24年度未処理欠損金8,504万1,188円について、地方公営企業法第32条の2の規定により、次のとおり処理することについて議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

平成24年度の未処理欠損金8,504万1,188円につきましては、地方公営企業法第32条の2の規定により、資本剰余金をもって処理をし、翌年度へ欠損金を繰り越さないこととするものであります。

次に、27頁、議案第4号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」

平成24年度未処理欠損金6,021万4,133円について、地方公営企業法第32条の2の規定により、次のとおり処理することについて議会の議決を求める。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

本件につきましては、老人総合福祉施設の24年度の未処理欠損金6,021万4,133円について、地方公営企業法第32条の2の規定により、資本剰余金をもって処理をし、翌年度へ欠損金を繰り越さないこととするものであります。

次に、議案書48頁。

認定第1号「平成24年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度奈井江町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

24年度一般会計の決算の概要について説明を申し上げます。

平成24年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額49億1,249万7千円、歳出総額48億4,366万3千円、歳入歳出差引6,883万4千円となり、翌年度に繰り越す財源739万2千円を差し引き、実質収支額は6,144万2千円であります。

歳出については、農業体質強化基盤整備促進事業、奈井江小学校大規模改造第1期工事、地域活性化ホール建設事業などの実施により、歳出総額では、前年度と比べ1億8,360万1千円(3.9%)の増となっており、歳入につきましては、歳出でもご説明致しました、それぞれの事業の補助金、交付金、町債費などの増により、総額で、前年度と比べ1億8,386万3千円、3.9%の増となったところであります。

予算の執行にあたりましては、社会変化に的確かつ迅速に対応し、町民生活の向上に向けたまちづくり計画の推進を図ってきた一方で、健全財政の堅持に意を用い、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところであります。

次に、49頁の認定第2号についてご説明致します。

「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

平成24年度国民健康保険事業会計の決算の概要につきましては、決算額で、歳入総額3億5,218万5千円、歳出総額3億4,594万1千円であり、実質収支額は624万4千円となっております。

歳出の主な内容は、広域連合負担金で、前年度と比べ15.9%増の2億7,304万9千円、基金積立金で6,801万7千円を支出しております。

歳入につきましては、国民健康保険税で、対前年度23.7%増の1億7,581万7千円、繰入金では、対前年度と比べ1.8%減の5,174万3千円、諸収入で前年度と比べまして176.7%増の1億2,029万9千円となっております。

次に50頁の認定第3号であります「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

後期高齢者医療特別会計の決算の概要につきましては、歳入総額が9,144万7千円、歳出総額9,117万5千円、実質収支額27万2千円となっております。

歳出の主なものは、道の後期高齢者医療広域連合納付金で、対前年度と比べ5%増の9,074万7千円を支出しており、歳入につきましては、保険料で1.7%増の6,322万5千円、繰入金で2,761万1千円となったところであります。

51頁、認定第4号「平成24年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

下水道事業会計決算の概要は、歳入総額5億5,195万4千円、歳出総額5億4,987万1千円であり、実質収支額は208万3千円であります。

下水道事業の主なものは、公共下水道の汚水柵新設1ヶ所、個別排水処理施設設置工事2ヶ所の整備を行いました。

また、これらの整備により、24年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で93.1%となり、水洗化件数は2,547件となっております。

次に、52頁をお開き下さい。

認定第5号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

国民健康保険病院事業会計決算の概要についてご説明を申し上げます。

収益的収支では、収入10億5,968万9,657円、支出11億4,473万845円となり、当年度純損失は8,504万1,188円となっております。

資本的収支では、収入が1億3,022万1千円、支出が1億7,423万2,401円となり、不足する額4,401万1,401円は、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。

なお、24年度におきましては、医師及び看護師等の確保による正職員化、院内照明設備のLED化への改修などにより単年度実質収支では4,555万3,604円の赤字であります。24年度末の繰越実質収支では3億3,016万4,789円の黒字となっております。

次に、53頁の認定第6号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計決算の概要につきましては、収益的収入の収入では2億2,406万3,800円、支出2億3,200万7,081円となり、当年度純損失は794万3,281円となっております。

資本的収支では、収入が1億2,072万6,866円、支出1億3,595万8,455円となり、不足する額1,523万1,589円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。

24年度につきましては、感染疾患等の影響による利用者の減、外壁剥離修繕などにより、単年度実質収支で1,333万3,024円の赤字となりましたが、24年度末の繰越実質収支は7,076万2,070円の黒字となっております。

54頁の認定第7号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

収益的収支では、収入が2億8,152万4,123円、支出が3億4,173万8,256円となり、当年度純損失6,021万4,133円となっております。

資本的収支では、収入が951万7,391円、支出が1,359万6,273円となり、不足する額407万8,882円は、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。

24年度につきましては、介護報酬の改定及び利用者の減などによって、単年度実質収支で456万853円の赤字、繰越実質収支では8,354万9,654円の黒字となっております。

以上、平成24年度の2会計の未処理欠損金の概要、並びに7会計の決算概要について、一括して説明をさせて頂きました。

よろしくご審議の上、認定をお願い致します。

(大綱質疑)

●議長

大綱説明が終わりましたので、9議案に対する大綱質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

(特別委員会の設置)

●議長

おはかりします。

議案第3号、第4号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第3号、第4号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、付託されました議案第3号、第4号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月12日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第3号、第4号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、9月12日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩致します。

(休憩)

(15時11分)

(特別委員会の互選結果報告)

(15時16分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員。

以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することに決定しました。

日程第16、請願第1号の上程・付託

●議長

日程第16、請願第1号「道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める請願書」を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(請願第1号) 朗読。

●議長

紹介議員の補足説明があれば発言を許します。

3番三浦議員。

●3番

2006年に新たな高校教育に関する指針が出来ましてから、7年目に入りますけれども、その間、19校が募集停止又は予定、17校が再編・統合によって削減、または削減予定というふうになっております。

普通高校でいえば、1学年3学級以下の高校は潰すという、そういう、大雑把にいえばですね、そういうような指針で、それだけでは決められないので、地域の要求とか、地域の要求をですね、よく聞くようにというふうになっているんですけども、なかなかそういうふうになっていないというのが現状だと思います。

それで、この指針の見直しと、それから公立高校の配置計画については、子ども、保護者、地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

また、教育の機会均等と子ども学習権を保障するために、遠距離通学費等の補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通う子どもたちにも制度の対象を広げること。

そして、障がいのあるなしに関わらず、希望する全ての子供たちが地元の高校、高等養護等ですけども、に通うことが出来るよう、後期中等教育を保障するための検討を進めること。

これを北海道教育委員会と北海道知事に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、9月12日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号については、9月12日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

9月7日から9月12日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員会開催及び議案調査のため、9月7日から9月12日までの6日間は休会とすることに決定致しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会と致します。

なお、13日は午前10時00分より会議を再開します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(15時22分)

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会の出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達しておりますので、これから会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番笹木議員、8番森山議員を指名します。

日程第2 議案第11号の上程・報告・質疑・討論・採決

●議長

日程第2、議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本件につきましては、まちづくり常任委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書)朗読。

●議長

まちづくり常任委員長の細部報告について、発言を許します。

8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

まちづくり常任委員会の審査結果について、ご報告致します。

平成25年9月6日の第3回定例会におきまして付託されました、議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」の審査を行うため、9月11日、役場3階議員控室において、全委員出席のもとで委員会を開催し、おもいやり課長、保育所所長、子育て支援係長の出席を求め、資料の説明を受け質疑を行い、慎重なる審査を実施したところであります。

結論から申し上げますと、議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」につきましては、全会一致をもって可決することと決定致しました。

本町においても、急速な少子化が進む中、みずほ幼稚園が本年度末をもって閉園することが決定しております。

このような状況の中、奈井江町において認定こども園制度を活用し、就学前の子どもたちの保育及び、教育の機会を確保することは、子育て支援を推進する上において大変重要なことであります。

来年度、認定こども園を開設するにあたり、保護者の意見、子ども・子育て会議での意見に十分配慮し、保育時間や公平感を持った減免措置を講じるなど特徴を持った運営が計画されており、大いに評価するところであります。

意見・要望と致しまして、子ども達の英語教育など、子どもの目線に立った保育や教育の充実について期待するところであります。

子育て支援については、保護者・行政の役割と共に、地域の協力が必要であり、子育て支援事業と共に町民に十分理解されるよう努力願いたい。

また、保育所を含めた子育て支援窓口が複数あることで、保護者が申請などで迷わないように周知に努めて頂きたいというものであります。

以上、まちづくり常任委員会報告と致します。

●議長

議案第11号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 9議案一括上程・報告

●議長

日程第3

議案第3号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」

議案第4号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」

認定第1号「平成24年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成24年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、9議案を一括議題とします。

9議案については、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書)朗読。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

決算審査特別委員会、副委員長、5番森岡議員。

(決算審査特別委員会、副委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

それでは、議長より許可を頂きましたので、委員長に代わりまして、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

平成24年度に関する決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告を申し上げます。

平成25年9月6日の第3回定例会におきまして付託されました、議案第3号、議案第4号、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の審査を行なうため、9月9日、10日の2日間、役場3階大会議室において、全委員出席のもとで、提出された決算書並びに関係資料と各担当課長の説明を求めながら、慎重に審査を実施したところであります。

最初に審査の結論を申し上げます。

議案第3号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」、議案第4号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」は、全会一致をもって可決、認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険事業会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「下水道事業会計」、認定第5号「病院事業会計」、認定第6号「老人保健施設事業会計」、認定第7号「老人総合福祉施設事業会計」、7つの会計の決算についても、全て全会一致をもって認定されました。合わせて監査委員の決算監査意見書についても適切であるとして承認することに決定を致しました。

地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況下にあっても、積極的な広域行政と徹底した行財政改革の結果、平成24年度にあっても、各会計とも実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率とも前年度を下回り、健全財政を堅持されているところであり評価するものであります。

それでは、特別委員会で出されました主な意見、要望につきまして、ご報告を申し上げます。

まず最初に一般会計の歳入についてであります。町税は、町政運営の自主財源であり、納税者の公平性を図る上でも、徴収率の向上に努め、財源の確保に更なる努力を願うものであります。

また、住宅使用料、保育料、特別会計の国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等を含めて、徴収に対する職員の日々の努力を理解した上で、個々の滞納状況に応じた対策を講じつつ、今後も、引き続き未納の解消に向け努力を頂きたい。

次に歳出についてであります。

民生・児童委員の活動につきましては、少子高齢化によって地域のつながりが薄れている中、地域の身近な相談相手として、また、地域の方々の見守りを行うなど、大変重要な役割を担っております。

今後におきましても、高齢者や障がいのある人への支援は、ますます重要であることから、民生・児童委員の活動に対し、必要な予算措置を継続されるよう願うものであります。

次に、がん検診等についてであります。

疾病の予防、早期発見、町民の健康保持に欠かせない、がん検診、予防接種等におい

て、様々な機会を通じて情報提供やPRなど、更なる受診率の向上に努めて頂きたい。

次に、公営住宅の維持管理についてであります。入居者の方々に安心して快適な生活を送って頂くため、計画的な修繕のほか、入居者からの依頼・要望により修繕を実施されているところであります。

入居者からの修繕要望に対し、着実かつ早急に応えるためにも、年度当初において必要な予算措置をされるよう望むものであります。

次に、地域交流センターについてであります。

地元特産品の販売・PR、地域情報の発信拠点としてオープン以来17年が経過をしております。

施設の計画的な点検、維持補修を行い管理に努めているものの、老朽化等に対応した大規模な改修計画につきまして、具体的に検討されるよう要望するものであります。

次に、奈井江商業高校への支援策についてであります。

高校の支援事業は、新たな支援策とPR等により、地元高校への入学者が増加したことは、教育委員会、学校が連携のもとに努力された結果が表れたものと評価するものであります。

今後とも、支援策が有効に活用され、奈井江商業高校の生徒確保、学校の活性化などに繋がるよう、積極的な支援策の推進につきまして要望するものであります。

次に、企業会計についてであります。

企業会計の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にある中、病診連携を始め、砂川市立病院との病病連携など特徴的な取り組みについて更なる推進を図り、地域医療の充実と共に、経営の安定化に努めて頂きたい。

3施設共に、安心・安全に利用できる施設として期待されていることから、施設サービスの向上はもとより、感染症防止等の療養環境の充実等、引き続き信頼される施設づくりに努めて頂きたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見要望も含めて、充分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告と致します。

議案第3号の討論・採決

●議長

議案第3号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号の討論・採決

●議長

議案第4号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論・採決

●議長

認定第1号「平成24年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号の討論・採決

●議長

認定第2号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号の討論・採決

●議長

認定第3号「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号の討論・採決

●議長

認定第4号「平成24年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号の討論・採決

●議長

認定第5号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号の討論・採決

●議長

認定第6号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号の討論・採決

●議長

認定第7号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時24分)

●議長

日程第4、議案第13号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

追加で配布をさせていただきました議案書をお開き頂きたいと思っております。

議案書55頁。

議案第13号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の補正はありません。

支出、第1款、介護老副事業費用53万9千円を追加し3億5,541万4千円。

平成25年9月13日提出、奈井江町長。

本案について概要説明申し上げますが、収益的支出から説明を致します。

57頁をお開き下さい。

介護老福事業費用の事業費用では、この度発生致しました入所者死亡事故の再発防止対策の一つとして、ワイヤレス感知システム購入費で53万9千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では1,065万1千円の赤字となり、繰越実質収支では6,821万7千円の黒字を見込んでいるところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●5番

只今、説明頂きました老人総合福祉施設事業会計補正予算であります。このワイヤレス感知システム一式という説明でありますけれども、この概要についてもう少し詳しくご説明頂きたいと思っております。

●議長

施設長。

●施設長

森岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回の事故の発生を受けまして、事故の一因として、夜間に自分の居室から他の居室に行ったということが原因の一因となっておりますので、この早々の対策と致しまして、今回、予算計上をさせて頂きましたワイヤレス感知システムの設置ということで、計上させて頂いたところでございますが、ワイヤレス感知システムにつきましては、居室の出入口に赤外線センサーの送信機を設置致しまして、入居者が居室から廊下に出た際に感知し、職員が携行する受信機に音とバイブレーターで通報するものであります。

今回、赤外線センサー送信機を3台購入致しまして、夜間等において動きのある方、設置の必要性がある方に対しまして、使用致したいと考えております。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

日程第5、議案第5号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書28頁をご覧頂きたいと思います。

議案第5号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

本条例につきましては、地方税法施行令及び地方税法の施行規則の一部が改正されたことに伴い、改正をしようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定

をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

議案第5号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を致します。
主な改正点につきましてご説明を致しますので、定例会資料1、1頁の「町税条例の改正概要」をご覧ください。

「1 個人町民税」の「(1) 転出した場合における年金特別徴収の継続」についてでございますが、現行制度におきましては、年金特別徴収の対象者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合、特別徴収を停止し、普通徴収に切り替えることとされておりますが、当該年度分については、停止をせず、特別徴収を継続できるように改正するものでございます。

「(2) 公的年金からの特別徴収税額の算定方法の見直し」についてでございますが、現行の年金特別徴収の仮徴収額 4・6・8月分につきましては、前年度の本徴収額 10・12・2月分の額を徴収していることから、当該年度の年税額が前年度から大きく変動した場合、還付が必要なケースが出るなど、年金徴収額に不均衡が生じていることから、前年度の年税額の2分の1を仮徴収として徴収することにより、次年度以降の徴収額を平準化するよう改正するものでございます。

「(3) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更」についてでございますが、金融証券課税の一体化の拡充を図るため、上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算につきまして、一定の公社債等の利子等及び譲渡損益まで損益通算の範囲を拡大するものでございます。

また、非課税とされている公社債等の譲渡益について、住民税5%、所得税15%、あわせて20%の申告分離課税の対象とするよう改正するものでございます。

次に、「2 国民健康保険税」の「金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更」につきましては、個人町民税と同様の改正を行うものでございます。

このほか、今回の地方税法施行令等の改正に伴いまして、関係規定の削除、繰上げ等、所要の規定整備を行うとともに、「施行期日」につきましては、1の(2)で説明を致しました「年金特別徴収の算定方法の見直し」など、一部の規定を除き、平成28年1月1日から施行すること。

また、同じく附則によりまして、施行期日以前の年度分につきましては、従前の例によることとする経過措置を規定してございます。

また、改正箇所の新旧対照表につきましては、資料2、2頁から24頁に掲載のとおりでございます。

以上、「奈井江町税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時33分)

日程第6、議案第7号「奈井江町共同浴場の設置及び管理運営条例を廃止する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書35頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町共同浴場の設置及び管理運営条例を廃止する条例」

奈井江町共同浴場の設置及び管理運営条例は、廃止する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

向ヶ丘地区共同浴場につきましては、平成5年より地域住民の保健衛生と憩いの場と

しての医療組合で管理運営を行って参りましたが、今年の6月浴場利用者組合として、今後の管理運営は困難との申し入れを受け、向ヶ丘連合区長、各区長との協議の上、地域の同意を得て、6月30日をもちまして、運営を取りやめることと致しました。

このことから今般、本条例を廃止しようとするものであります。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は、地方自治法第244条の2第2項並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第4条の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要と致します。

また、この場合は、議長も表決権を有します。
表決権を有する出席議員数は9名であります。
これより議案第7号を起立により採決致します。
本案に賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

ご着席下さい。

起立9名であります。

議案第7号は、3分の2以上の賛成者がありましたので、原案のとおり、可決されました。

日程第7 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時37分)

日程第7、議案第6号「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する

る条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書34頁をお開き下さい。

議案第6号「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例」

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を次のように改正する。

まず第2条第28号と致しまして、今ほど議決頂きました共同浴場の廃止に併せて、これを削除しようとするものであります。

次に、第2条に交流プラザみなクルの運用開始に伴い、これを加えるものであります。

なお、附則でこの条例を10月1日から施行することを謳っております。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 8 号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第 8、議案第 8 号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 36 頁をお開き下さい。

議案第 8 号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」

奈井江町営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、福島復興再生特別措置法の改正に伴い、本条例第 6 条、入居者の資格において規定する該当条項の変更に伴い、条文の一部を改正するものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時40分)

●議長

日程第9、議案第10号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書38頁。

議案第10号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年9月6日提出、奈井江町長。

本条例につきましても、地方税法の一部改正に伴い、これを改正しようとするものであります。

詳細について、担当から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

議案第10号「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の内容につきましてご説明を致しますので、定例会資料6、28頁の新旧対照表をご覧願います。

今回の改正につきましては、制定附則第3条に規定をしてございます、後期高齢者医療保険料の延滞金の特例措置を、地方税法の規定と同様に改正するものでございます。

改正条文の内容についてでございますが、改正前は適用がなかった、納期限1ヶ月経過後の延滞金14.6%に対します特例措置を創設するとともに、特例基準割合の算定方法を日本銀行の商業手形の基準割引率、いわゆる公定歩合のプラス4%から、国内銀行の貸出約定平均金利である租税特別措置法の規定により告示された割合のプラス1%に改めるなど、現在の低金利の状況にあわせた措置を講ずるため改正を行うものでござ

います。

次に、議案38頁にお戻り願います。

下段の改正附則についてでございますが、施行期日を平成26年1月1日からとする
とともに、平成26年1月1日前の期間に対応するものについては、従前の例によるこ
ととする経過措置を規定してございます。

以上、「奈井江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、ご
説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時43分)

●議長

日程第10、議案第12号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 47 頁をお開き下さい。

議案第 12 号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

平成 25 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

本案は、住民基本台帳法の一部改正により、外国人登録制度が廃止となり、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えたことに伴い、北海道後期高齢者医療連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割にかかる規定を改める必要が生じたことから、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議決を求めるものであります。

なお、北海道知事への届出をした日からこれを施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご検討をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 12 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 6 号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第 1 1、議案第 1 6 号「工事請負契約の議決事項の変更について【奈井江小学校大規模改造建築主体工事（第 2 期工事）】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

追加で配布をさせていただきました議案書をご覧頂きたいと思います。

議案書の 6 2 頁。

議案第 1 6 号「工事請負契約の議決事項の変更について」

平成 2 5 年 6 月 1 8 日、議会の議決を経た工事請負契約について、奈井江小学校大規模改造建築主体工事（第 2 期工事）の一部を変更したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第 2 条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 1 3 日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の金額が、変更前の金額は 9, 7 2 8 万 2, 5 0 0 円でありましたが、これを 1 億 3 2 万 7, 5 0 0 円とするものであります。

消費税額につきましてはそこに記載のとおりであります。

今回の変更内容につきましては、関連する電気設備工事の施工のために必要となった既存躯体、はつり、削るということですが、その範囲が拡大したことに伴い、それに伴う、発生材の追加による変更であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時48分)

●議長

日程第12、議案第17号「工事請負契約の議決事項の変更について【奈井江中学校耐震補強工事（第一期工事）】」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の63頁をお開き下さい。

議案第17号「工事請負契約の議決事項の変更について」

平成25年6月18日、議会の議決を経た工事請負契約について、奈井江中学校耐震補強工事（第一期工事）の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成25年9月13日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の金額が、変更前が8,358万円でありましたが、これを8,433万6千円に変更しようとするものであります。

消費税額につきましては、そこに記載のとおりであります。

今回の変更内容は、既存躯体の不良箇所の補修及び埋設物件が工事の支障となり、敷設替えが生じたためにこれを変更しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第17号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第13、議案第14号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案第14号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、奈井江町教育委員会委員であります、山中氏が平成25年9月30日をもって辞職するため、堀氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

なお、履歴につきましては次頁に記載されておりますので、よろしくご審議の上、ご同意を願いますことをお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

日程第14 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第14、議案第15号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案第15号でございますが、奈井江町教育委員会委員であります、嶋崎氏が平成25年9月30日をもちまして、任期満了となりますので、後任に佐々木氏を任命致したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

ご審議の上、ご同意を願いますようお願い申し上げます。

なお、履歴については、次頁に記載されておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

森議員。

●6番

今回のこの教育委員の任命についての人事案件、町長には本当に適材適所の良い人選をして頂いたことにまずもって感謝を申し上げます。

しかし、私が知る限り、教育委員の任命に関わってきて、初めてではないかと思うんですが、会社員という立場の人が教育委員となるのは、初めてのような気がします。

そういった意味で、当然、企業側とのコンセンサスは得たものと私は承知しておりますけれども、このことについて、町長にお伺いしたいと思います。

十分これから委員活動していくにおいて、企業主とのコンセンサスがないと、我々としても、委員の立場としても、なかなか会社にとって、会社というよりも、委員の立場にとってもつらいものが出てくるかなという思いがしますけれども、そういった所を十分、企業側とのコンセンサスをとって頂いて、理解した上での選任だと思っておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

町長。

●町長

今、森議員がおっしゃったとおりでございます。管理者であります新砂川農協の杉本氏に、この職務に対する理解をお願い致したところでございます。

ご同意を得ていることを申し上げます。私からの答弁に代えさせていただきます。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

日程第15 請願第1号の上程・報告・討論・採決

●議長

日程第15、請願第1号「道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める請願書」を議題とします。

本請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

審査報告書について、委員長の発言を許します。

森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

まちづくり常任委員会より審査報告を致します。

9月6日、本会議において付託されました、請願第1号「道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める請願書」の審査を、12日役場議員控室において委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

請願第1号については、補佐人として、北海道教職員組合奈井江支会 支会長 神島宣基氏、北海道高等学校教職員組合連合会 奈井江商業高校分会 分会長 畑仁氏が同席され、紹介議員からの説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、採択すべきものと決定致しました。

なお、請願の採択に伴う意見書(案)を含む3件の意見書(案)についても、合わせて審議したことをご報告申し上げます。

3件と申しますのは、道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める意見書(案)、TPP交渉からの撤退を求める意見書(案)、道州制導入に断固反対する意見書(案)であります。

以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

●議長

請願第1号「道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16、意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第16、意見案第1号「道教委の「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第17、意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時02分)

●議長

日程第17、意見案第2号「TPP交渉からの撤退を求める意見書」を議題とします。
事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号)朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

3番三浦議員。

●3番

このTPPにつきましては、奈井江町議会では情勢の変化がありません度に節目、節目で参加反対の声をあげてきました。

今回は、7月のマレーシア交渉会議で正式に参加を表明し、8月のブルネイ会合から本格的に協議に参加しています。

ブルネイ会議後の共同声明では10月のAPEC首脳会議で基本合意し、年内妥結を目指すとしています。

この交渉の、マレーシアでの交渉の冒頭で、守秘義務契約に署名し、現地に同行した国会議員や団体関係者にも交渉内容の説明は明らかにされていません。

また、同時並行で行われていますアメリカとの2国間交渉においても一切内容が明らかにされていないという状況で続いております。

従いまして、一次産業のみならず、医療、建設、金融、食の安全、雇用など広範な国民生活に影響を及ぼし、国益を損なうTPP交渉から撤退することを求める本意見書が全議員の賛同をもちまして採択されますよう、お願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

●議長

討論を行います。

森岡議員。

●5番

只今、提案、更に趣旨説明がありました意見案第2号「TPP交渉からの撤退を求める意見書」につきまして、私は提出に反対の立場より意見を申し上げたいと思います。

今、説明の中でありましたように、我が町の議会におきましても、これは正式決定以前であります。TPP交渉参加に反対をする意見書を提出してきた経緯がございます。

しかしながら、今現在、日本は、先行11カ国それぞれの承認を得て、正規の手続きを踏んだ上、12カ国目の加盟国として7月より正式にTPPに参加をし、その定められたルールに基づき、国益のために最大限の力を結集し、今現在、鋭意交渉している最中であるというこの状況を踏まえた時に、意見書の全文にも示されておりますが、交渉からの早期離脱、撤退をするということは、このTPPに関わる日本としての国益を図る以前にTPPに参加をしている同盟国であるアメリカを含む11カ国はもちろん、更には、国際社会においても日本の信頼を失墜させることになると、私は判断を致します。

以上のことから意見案第2号「TPP交渉からの撤退を求める意見書」の提出には反対を致します。

●議長

次に、本案に賛成者の発言を許します。

(なし)

●議長

それでは討論を終わります。

意見案第2号を起立により採決致します。

本案は、提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

ご着席下さい。

起立多数であります。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第13、意見案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第18、意見案第3号「道州制導入に断固反対する意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第3号) 朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

6番森議員。

●6番

提案者の立場から、補足説明を致したいと思います。

今、政府は、市町村や国民に対して、十分な説明や議論もないままに、道州制の導入が決定したかのように法案が提出されようとしています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入で導入ありきの内容になっております。

事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の合併を余儀なくされることが、うかがわれます。

再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政の距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかなです。

住民自治を衰退させてしまうような道州制の導入には断固反対する意見書であります。どうか全議員の賛成をもって、可決決定をお願いする次第でございます。

以上です。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第19、調査第1号の上程・付託

●議長

日程第19、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第20、調査第2号の上程・付託

●議長

日程第20、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成25年奈井江町議会第3回定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦勞さまでした。

(11時13分)